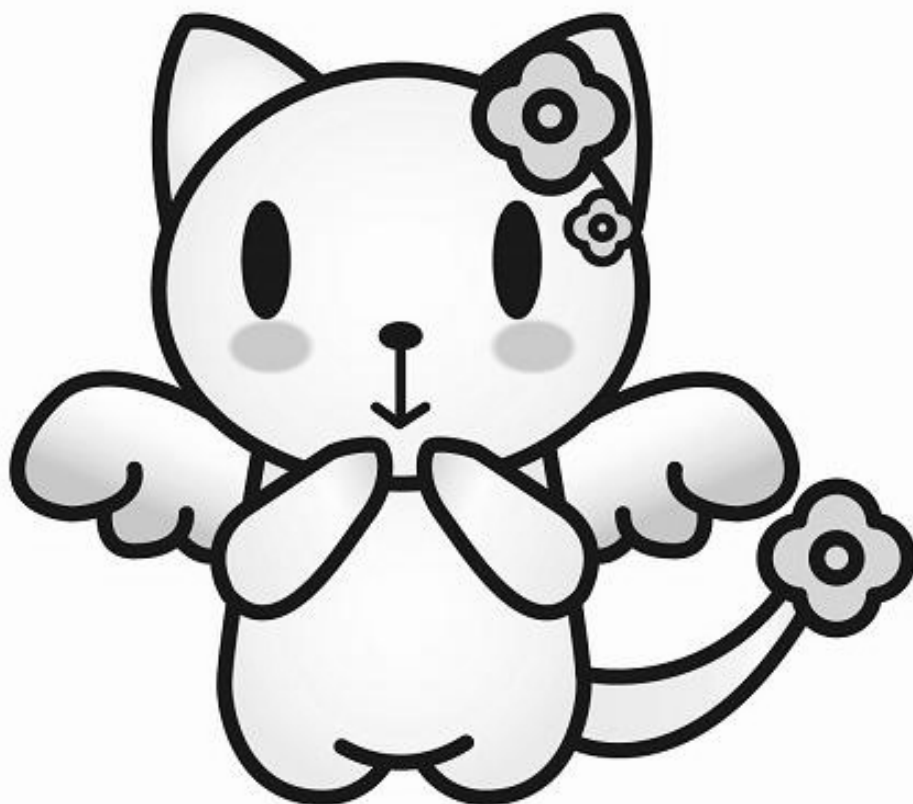


せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 <平成25年度>



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関

〈名称〉：世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）

はじめに

「せたホッと」平成25年度の活動報告を受けて

世田谷区の子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」が平成25年7月に実際の活動を始めてからおよそ1年が経ちました。

いじめや暴力などによる悲しい事件が全国で後を絶たない中、世田谷区として、子どもたちの声を受け止め、寄り添いながら、子ども自身が本来持っている力を十分発揮できるようサポートするには何ができるのか考えてまいりました。そして検討を重ね、平成25年4月に子ども条例を改正して組織をたちあげ、7月から相談等の業務を開始したものです。

日々、子どもに寄り添い、問題解決に全力で取り組んでいただいている子どもサポート委員、相談・調査専門員の皆さんに、心から感謝いたします。

この組織の特色の1つは、区長部局と教育委員会が共同設置する第三者機関であるということです。区長部局と教育委員会の垣根を設けることなく、連携して子どもの救済等に取り組んでいくという姿勢を示すもので、全国的にも先駆的な組織となっています。

また、活動の実効性を担保するために、「せたホッと」の活動に対しては、区立学校や幼稚園、保育園、児童館等は調査や調整協力する義務を負わせ、私立学校や他の民間施設においても、協力の努力義務もうたっています。

「せたホッと」の活動はまだ始まったばかりですが、子どもの立場から最善の利益を実現するために活動し、子どもをいじめや暴力等をめぐる悲劇から守る防波堤の役割を果たし続けてくれることを期待しています。また、子どもの声から浮かびあがる解決可能な課題についてご助言いただくことも、期待しています。

平成26年6月

ほさかのぶと
世田谷区長 保坂 展人

「せたホッと子どもサポート」の活動報告に寄せて

世田谷区の子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の平成25年度の活動報告を受けて、ご挨拶申し上げます。

いじめや不登校、虐待など、子どもに関わる問題が深刻化、複雑化する中で、子どもの人権を第一に考え、適切かつ迅速に対応するためには、学校や教育委員会だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

世田谷区では、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くことを目的として、区長及び教育委員会の附属機関として「せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)」を平成25年4月に設置し、7月より相談等を開始いたしました。

「せたホッと」は開設以来、子どもや保護者から学校生活にかかわる相談等を受けた場合には、教職員などの学校関係者に事情を確認するなどして、問題解決に努めてきたところです。また、いじめを未然に防ぐための取り組みとして、教員・スクールカウンセラー研修での講演や小学校におけるいじめ防止授業の実施などにも取り組んでまいりました。

教育委員会では、国の「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、「せたホッと」の子どもサポート委員にも参画をいただいて「いじめ防止基本方針」を本年3月に策定いたしました。

この基本方針に基づき、学校、家庭、地域が相互に連携し、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を守るための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

今後、「せたホッと」が学校と十分な連携を保ちつつ、子どもにとって最善の利益をもたらすよう様々な活動に取り組んでまいります。

平成26年6月

世田谷区教育委員会

委員長 いわや つとむ 岩谷 力

も く じ

はじめに

I 子どもサポート委員のことば

子どもサポート委員 一場 順子, 月田 みづえ	2
-------------------------	---

II 世田谷区子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート)の制度

1 設立の経緯	6
2 せたがやホッと子どもサポート委員の設置と職務	7
3 委員への協力	8
4 対象・体制等	8
5 相談の流れ(仕組み)	10
6 擁護委員会議	10

III 相談活動状況

1 相談の状況	12
2 相談の分析	17

IV 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介	20
2 関係機関との連携	23

V 広報・啓発活動

1 広報・啓発	26
2 研修会への講師派遣	28
3 視察受入れや他自治体との交流	28
4 関係機関との意見交換	29

VI 相談・調査専門員のことば

おわりに

子どもサポート委員 半田 勝久	35
-----------------	----

参考資料

1 世田谷区子ども条例, 世田谷区子ども条例施行規則	38
2 相談状況の集計	44
3 子どもサポート委員等名簿一覧	48
4 広報・啓発物の一覧	49
5 アンケート結果	52

I 子どもサポート委員のことば

子どもサポート委員

いちば よりこ
一場 順子
つきだ
月田みづえ

子どもたちがホッとできる場所、それが「せたホッと」です。

代表子どもサポート委員 一場 順子

世田谷区子どもの人権擁護機関（略称「せたホッと」）の事業は平成25年4月に準備が開始されてから1年がすぎました。幸い、公募で選ばれたキャラクター「なちゅ」と「せたホッと」の名称が子どももおとなも含めたみんなの心をとらえて、少しずつ浸透してきているように思います。世田谷区子ども条例前文の「子どもは、未来への『希望』です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。」という理念をいかに具体的に実現していくかが、私たち、「せたホッと」に課せられた役目だと自覚しつつ、ではどのように実現していけばいいのかを考えながらきた1年でした。

この1年間の活動の中で、第一に心がけてきたのは、子どもの権利侵害に関する相談を受けたとき、子どもたちの本当の声にきちんと耳を傾けることでした。そして、子どもに寄り添い、子どもの声を代弁し、子どもの権利の視点に立った問題の解決を目指しながら、一方で、「公正・中立で独立性と専門性のある第三者」であることを忘れないようにしてきました。相談を受けて子どもに寄り添いながら、助言や支援を行い、関係機関との連携や協力のもと、調査、調整等を行い、中立の第三者機関として問題の解決を図ることは、それほど簡単ではないことを自覚しつつ努力しています。

また、子どもはおとなと違う時間を生きています。子どもの問題は、裁判のように長期化しては、解決できたときにはすでに問題解決の必要性がなくなっていたというようなことになりかねません。すばやい解決が必要となりますが、その意味では、「せたホッと」は、条例に基づいて設置されているので、迅速に動くことが可能です。

いじめ防止対策推進法が施行されて、世田谷区もいじめ防止基本方針を策定しました。「せたホッと」が、公正・中立の第三者機関として、いじめについて調査を求められることもあるでしょうが、「せたホッと」がその役割を果たしていくためには、私たちがきちんと課せられた課題に向きあっていくこと、その努力の積み重ねが大事であり、その結果として皆様の信頼を得ていくことが、子どもの権利の実現にとって必要なことなのだと思います。また、いじめの予防についても、いじめ予防授業等の取り組みを行っています。

この1年近くいろいろな相談がありました。相談の背景に、現在の子どもたち、家庭、学校のかかえる問題が、少しずつ見えてきたような気がします。子どもの問題を、子どもがおかれた学校という集団の人間関係の中で解決していくのですから、ある程度の時間フォローアップしていかなければ、あらたな人間関係の摩擦がおきてしまう場合もあります。そういう場合はケース会議を開きながらじっくりと解決していきます。背景に家庭の問題が浮き彫りにされてきた場合は、家庭の問題の解決を子ども家庭支援センターと協力しながら行うこともあります。「せたホッと」が子どもをエンパワーメントする役目を果たし、居場所のない子どもたちの居場所となったこともあります。

子どもがホッとできる場所になりたいということが「せたホッと」のみんなの思いです。

子どもの SOS を敏感につかむ体制づくりをめざして

子どもサポート委員 ^{つくだ} 月田 みづえ

宮本常一が昭和初期の郷里、山口県周防大島の農村の子どもたちの生活の様子を記しています。（『忘れられた日本人』より要約）。

ある日母が「いくら言っても言うことを聞かぬような子は家の子ではない」と叱ると、子どもはだまって外へ出て夕飯時分になっても帰ってこない。祖母と母が心あたりをさがしたが、どこにも来ていないという。「もしものことがあってはならぬとて警防団の人に出てもらうことにして、家の近所のお宮の森へ何十人というほどの人がはいりこんでさがしてくれた。そのほかのところへもみなさがしにいってもらったが、どうしてもわからない。」子どもは心配させようと表の間の戸袋の隅にかくれていたのだが、さわぎが大きくなったので困っていた。帰ってきた父の声を聞きつけて出てきた。子どもがいたとわかると探しに行ってくれた人々がもどってきて喜びの挨拶をしていく。その人たちの言葉をきいておどろいた。指揮者がいて、手分けしたわけでもないのに、後で気が付いてみると、子どもが行きそうなところに、実に計画的に搜索がされていた。

かつては、地域社会がこのように他家の子どもを見守り、支えていました。でも、現代では、みんな多忙で、なかなかこのようなことを期待することができません。

「せたホッと」で、子どもたちの相談にのって、9ヶ月になります。学校でいじめられている、家で虐待を受けているなどさまざまな課題を抱えて相談に来られます。話を聞いていると、保護者や周りの期待と自分の意向があわないのに、本心を心の中で押し殺して、期待に添うようにふるまっていたり、過度な期待にプレッシャーを感じている子どもたちが多いです。少子化で、一身に期待を背負っている子どもの辛さが伝わってきます。そのうえ、心を許して、本音をつぶやいても受け止めてもらえる他人のおとなが周りにいません。担任の先生やスクールカウンセラーに相談して解決する場合も多いけれど、いじめにあってもなかなか学校や家庭で言わず、明るく快活な姿しか見せたくないプライドも感じます。勇気をだして、言ったにもかかわらず、なかなか理解してもらえなかったこともありました。相談に来る子どもたちは想像以上に自分の意思や考えを話してくれます。けれども、問題が非常に複雑で、過去にもいろいろなところで相談したものの解決策が見通せなかった場合が多いです。

相談内容について、「せたホッと」が関係機関と連絡を取って確認すると誤解や行き違いがあり、間にはいって調整をしながら解決策を探る場合もありました。子どもの訴えと保護者あるいは学校の認識との間にずれがある場合、それぞれの立場で話される内容をよく聞いて、どのような方向に進めればよいのか。子どもの最善の利益は何か。公正・中立な解決とは。考えてことにあたっていますが、解決は容易ではありません。日頃良い関係であるにもかかわらず、家庭内や学校内で、保護者と子ども、友達同士、教師と生徒など、ひとたび食い違いが生じると当事者間で、ストレートに対立点をぶつけ合うことは、難しい時代なのかもしれません。

ミハヤエル・エンデが言うように、子どもも多忙で、おとなも忙しい。他家の子どものことまで見守るゆとりがないのが現代社会でしょう。

私たち「せたホッと」が多く子どもの声を聴き、子ども自身の解決力を支え、SOSを敏感にとらえて見守りのできるおとなの体制づくりに一役買うことができたらと願っています。

Ⅱ 世田谷区子どもの人権擁護委員 (せたがやホッと子どもサポート)の制度

- 1 設立の経緯
- 2 せたがやホッと子どもサポート委員の設置と職務
- 3 委員への協力
- 4 対象・体制等
- 5 相談の流れ(仕組み)
- 6 擁護委員会議

Ⅱ 子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート)の制度

1 設立の経緯

いじめや体罰を背景とした子どもの尊い命が絶たれる例が全国で発生している状況の中で、世田谷区として、いじめや不登校、体罰などで権利侵害を受けている子ども自身の声を受けとめ、相談や救済を図る公正、中立で独立性と専門性のある第三者機関の設置の必要性を強く認識しました。そして「子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議」による検討を経て、平成24年12月に子ども条例を改正し、平成25年4月、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(せたホッと)を設置、7月から相談等の活動を開始しました。

平成14年4月

- ・子ども条例施行

平成17年3月

- ・子ども計画策定、教育ビジョン策定

平成23年12月

- ・区立校の小学5年生および中学2年生約2600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関するアンケート調査を実施
 - …「自分の命が大切にされている」(小)約87% (中)約80%
 - 「自分の意見を聞いてもらえる」(小)約76% (中)約70%
 - 「自分自身が好き」(小)約52% (中)約32%
 - 「他の人から必要とされている」(小)約41% (中)約31%

平成24年5月

- ・子どもの権利救済に携わる弁護士および区内で子ども支援に携わる民間関係機関等で構成する「子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議」を設置し、新たな制度の具体的検討に着手(会議は同年10月まで計5回開催)

平成24年10月

- ・アドバイザー会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」をとりまとめ

平成24年12月

- ・子ども条例を改正し、第三者機関「子どもの人権擁護委員」の具体的役割や機能を位置づけ

平成25年2月

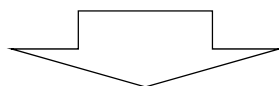
- ・子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」を開催(成城ホール)

平成25年4月

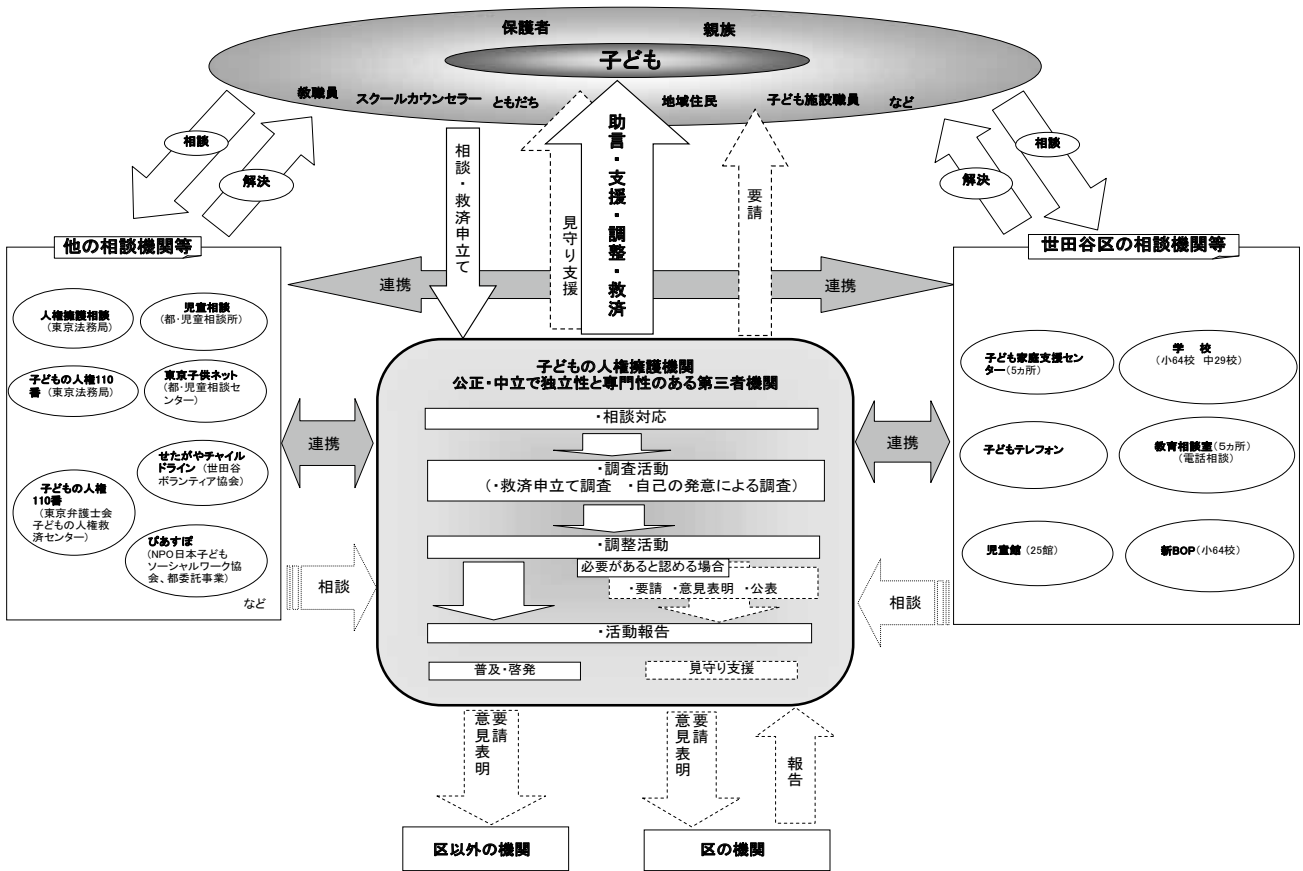
- ・改正子ども条例を施行し、「せたがやホッと子どもサポート」を設置

平成25年7月

- ・「せたがやホッと子どもサポート」が相談等を開始



- 子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決をめざす、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関を設置する。
- 子ども自身の権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行い、個別救済のための申立て等により、関係機関との連携・協力のもと、調査、調整等を行い、問題の解決を図る。



2 せたがやホッと子どもサポート委員(以下、子どもサポート委員)の設置と職務

(1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益の保障を図る。

(2) 設置根拠

地方自治法第138条の4第3項に基づく、区長及び教育委員会の附属機関(*)とする。

*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

- ①子どもの権利侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- ②子どもの権利侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整をすること。また必要に応じて是正等の措置の要請、制度改善のための意見を表明すること。

③要請、意見などの内容を公表すること。

④救済の対応が終了した子どもについて、見守りなどの支援(*)をすること。

*子どもの関係機関(学校、子ども家庭支援センター、民生・児童委員(主任児童委員)など)や他の相談機関、地域との連携・協力を図るとともに、必要に応じて、救済対応が終了した子どもの見守りなどの支援を行う。

⑤活動状況を報告し、その内容を公表すること。

⑥子どもの人権擁護に関する普及啓発をすること。

3 委員への協力

- ・ 区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・ 区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

4 対象・体制等

(1) 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案で、18歳未満の子どもやその子どもの保護者・関係者

(特例として、18歳未満の子ども以外に、18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象)

(2) 体制等

①子どもの権利侵害にかかる事案に対しては、その救済に迅速かつ適切に対応するため、原則として子どもサポート委員の独任制とする。

ただし、要請、意見表明及び公表する際には、より慎重を期すために、子どもサポート委員の協議により対応する。

② [子どもサポート委員]3人以内 区長及び教育委員会が委嘱、任期は3年

いちば よりこ
一場 順子 委員 (弁護士)【東京弁護士会所属】

つきだ
月田 みづえ 委員 (昭和女子大学大学院福祉社会研究専攻教授)

【子ども家庭福祉、社会福祉】

はんだ かつひさ
半田 勝久 委員 (日本体育大学体育学部准教授)

【教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学】

※【 】は平成26年4月現在

[相談・調査専門員]

子どもサポート委員を補佐し、相談・調査対応等を行う。

【教育・福祉分野又は心理、精神保健分野の専門的有資格者】4名

[事務局職員]

子どもサポート委員の活動支援、区組織との連携・調整等を行う。

【世田谷区子ども・若者部子ども家庭課の職員】

③開設時間等

[相談時間] 月曜日～金曜日:午後1時～午後8時

土曜日:午前10時～午後6時

(日曜日・祝日はお休み)

[相談方法]

○電話:0120-810-293 [フリーダイヤル]

○メール:区のホームページから「せたがやホッと子どもサポート」のホームページを開いて、メール相談、フォームに相談内容等を入力し **送信**

○面接:相談時間内であれば、特に事前予約の必要なし

○FAX:03-3439-6777

○その他:手紙、はがきによる相談も可

④所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階
(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)



5 相談の流れ(仕組み)

相談を受けてからの流れ

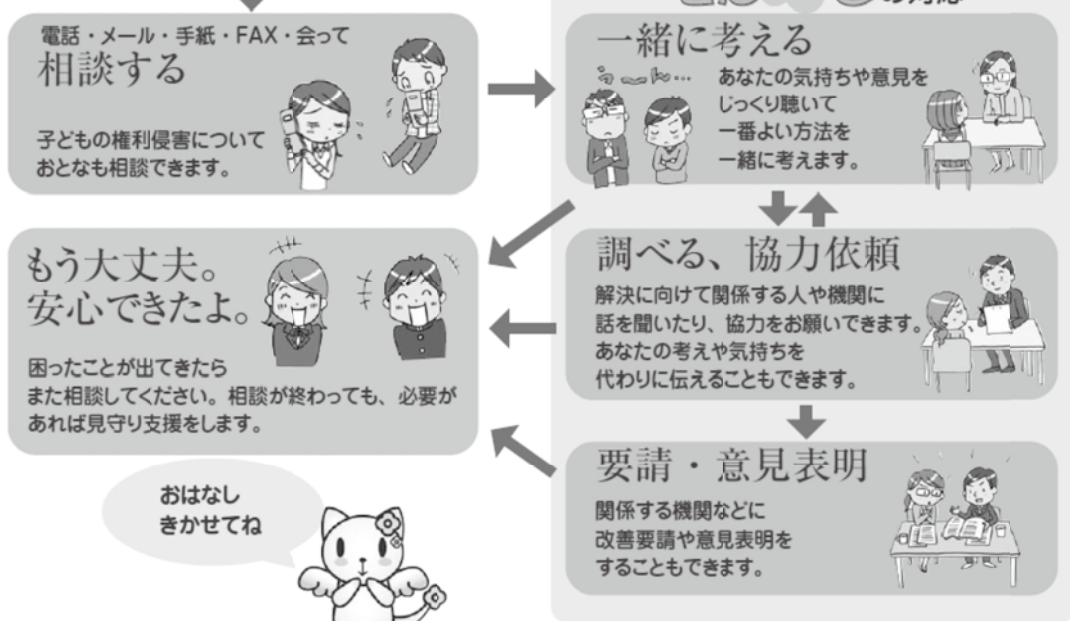
例えば、こんなとき…



子どもにはまられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です)

秘密は必ず守ります。

つらい、悲しい気持ちになったら…



6 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とされ、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定されています。

月に1回から2回程度開催しており、機関運営に関すること、個別ケースへの対応方針、広報・啓発等について検討します。

案件対応に関しましては、独任制を基本としますが、それぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討していきます。権利の侵害を取り除くための申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めていきます。

今年度は18回開催しました。

擁護委員会議の開催回数

月	H25/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26/1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	18

委員の勤務日ごとに、新規案件や継続案件について話し合いを行いますので、実際の個別ケースの検討は、ほぼ毎日といえます。擁護委員会議は、それらについて全体で協議する会議体として機能しています。

Ⅲ 相談活動状況

1 相談の状況

2 相談の分析

Ⅲ 相談活動状況

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9ヶ月間に「せたホッと」がおこなった相談活動の状況は下記のとおりです。

1 相談の状況

	実件数(a)			延べ回数(相談者⇒せたホッと)(b)			相談者への活動回数(せたホッと⇒相談者)(c)			関係機関との活動回数(d)	総活動回数(e)
	子ども	大人	月別計	子ども	大人	月別計	子ども	大人	月別計	月別計	月別計
7月	30(22.7%)	15(11.4%)	45(34.1%)	65(8.3%)	44(5.6%)	109(14.0%)	8(3.9%)	6(2.9%)	14(6.8%)	6(1.8%)	129(9.8%)
8月	3(2.3%)	6(4.5%)	9(6.8%)	31(4.0%)	38(4.9%)	69(8.8%)	3(1.4%)	16(7.7%)	19(9.2%)	36(10.9%)	124(9.4%)
9月	6(4.5%)	8(6.1%)	14(10.6%)	39(5.0%)	44(5.6%)	83(10.6%)	3(1.4%)	24(11.6%)	27(13.0%)	32(9.7%)	142(10.8%)
10月	7(5.3%)	11(8.3%)	18(13.6%)	32(4.1%)	45(5.8%)	77(9.9%)	5(2.4%)	16(7.7%)	21(10.1%)	43(13.1%)	141(10.7%)
11月	9(6.8%)	6(4.5%)	15(11.4%)	37(4.7%)	37(4.7%)	74(9.5%)	18(8.7%)	13(6.3%)	31(15.0%)	42(12.8%)	147(11.2%)
12月	4(3.0%)	8(6.1%)	12(9.1%)	42(5.4%)	35(4.5%)	77(9.9%)	3(1.4%)	13(6.3%)	16(7.7%)	47(14.3%)	140(10.6%)
1月	3(2.3%)	4(3.0%)	7(5.3%)	43(5.5%)	16(2.0%)	59(7.6%)	6(2.9%)	6(2.9%)	12(5.8%)	33(10.0%)	104(7.9%)
2月	1(0.8%)	6(4.5%)	7(5.3%)	59(7.6%)	37(4.7%)	96(12.3%)	15(7.2%)	10(4.8%)	25(12.1%)	42(12.8%)	163(12.4%)
3月	2(1.5%)	3(2.3%)	5(3.8%)	62(7.9%)	75(9.6%)	137(17.5%)	25(12.1%)	17(8.2%)	42(20.3%)	48(14.6%)	227(17.2%)
計	65(49.2%)	67(50.8%)	132(100.0%)	410(52.5%)	371(47.5%)	781(100.0%)	86(41.5%)	121(58.5%)	207(100.0%)	329(100.0%)	1,317(100.0%)
構成比(%)	49.2%	50.8%	100.0%	52.5%	47.5%	100.0%	41.5%	58.5%	100.0%		

* (%)はそれぞれの月別計の合計を分母にして割合を出しています。

* 子どもからの実件数(65件)は、子ども本人(64件)と友達(1件)を合わせたものです。

相談の状況は、(a)実件数(初回の相談から終結するまでを「1件」とした主訴別の相談ケース数)、(b)延べ回数(初回から終結までの間に相談者から電話やメールなどで来た相談回数)、(c)相談者への活動回数(「せたホッと」から相談者に対し連絡をした回数)、(d)関係機関との活動回数(学校や子ども家庭支援センターなどの関係機関とやり取りをおこなった回数)でとらえています。その総計を(e)総活動回数としています。

相談件数は(a)実件数 132件、(b)延べ回数 781回でした。「せたホッと」から相談者に対し連絡をした(c)相談者への活動回数は207回、(d)関係機関との活動回数は329回で、(e)総活動回数が1,317回となります。

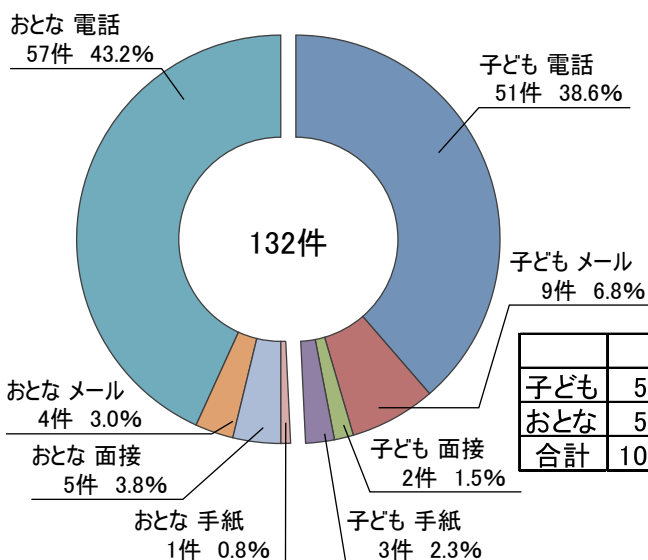
なお、無言電話(31件)、行政サービスや子育て関連情報に関するお問い合わせ(26件)、いたずらや間違い電話、18歳未満の子どものごことではない相談等(25件)については、本統計では相談件数に含んでいません。(それらもすべて含めると1,399回になります。)

詳細の内訳については、以下の通りです。

* 以下、グラフ作成時に使用している数字を(a, b, c, d, e)のアルファベットで示します。

* 平成26年2月に公表した平成25年7月から10月の実績(実件数91件、延べ回数339回)について、あらためて精査し、重複、対象外等を除外し修正しました。

初回の相談方法と件数(a)



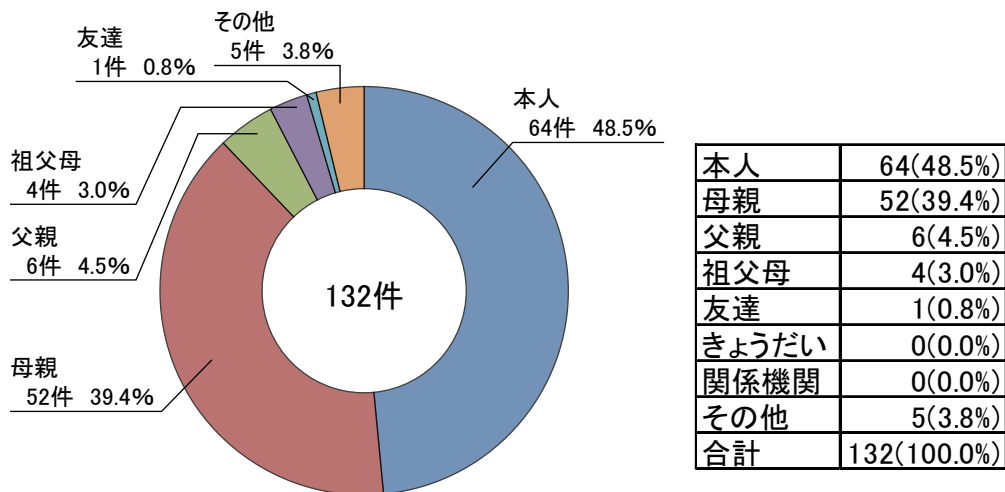
	電話	メール	所内面接	手紙	FAX	合計
子ども	51(38.6%)	9(6.8%)	2(1.5%)	3(2.3%)	0(0.0%)	65(49.2%)
おとな	57(43.2%)	4(3.0%)	5(3.8%)	1(0.8%)	0(0.0%)	67(50.8%)
合計	108(81.8%)	13(9.8%)	7(5.3%)	4(3.1%)	0(0.0%)	132(100.0%)

* 子どもの合計65件には、友達1件を含む

相談は、電話・メール・面接・手紙など様々な方法で行っていますが、初回の相談方法としては、電話が全体の8割(108件、81.8%)を占めており、次いでメール(13件、9.8%)、面接(7件、5.3%)、手紙(4件、3.1%)となっています。

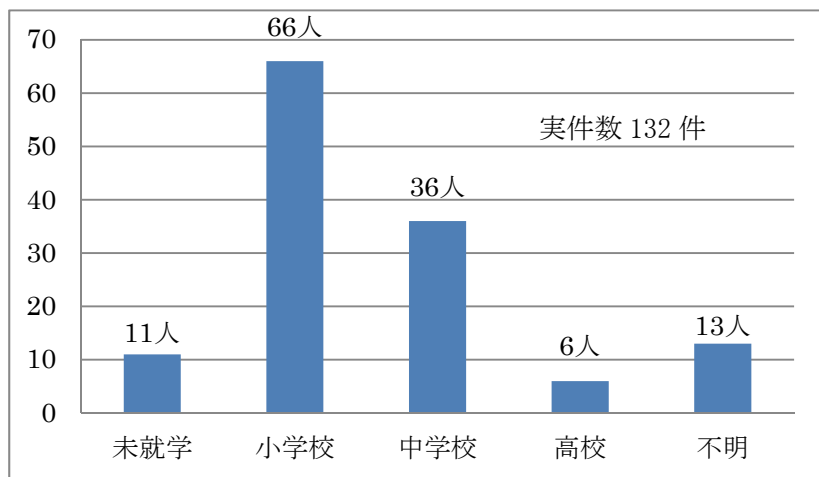
「せたホッと」は子どもからの相談も多く、初回の相談者の内訳はおとな(67件、50.8%)、子ども(65件、49.2%)とほぼ同じような割合となっています。

初回相談者の内訳(a)



初回相談の相談者は、子ども本人(64件、48.5%)からが一番多く、次いで母親(52件、39.4%)、父親(6件、4.5%)、祖父母(4件、3.0%)となっています。友達や周囲にいるおとなが心配して相談してきてくれる場合もあります。

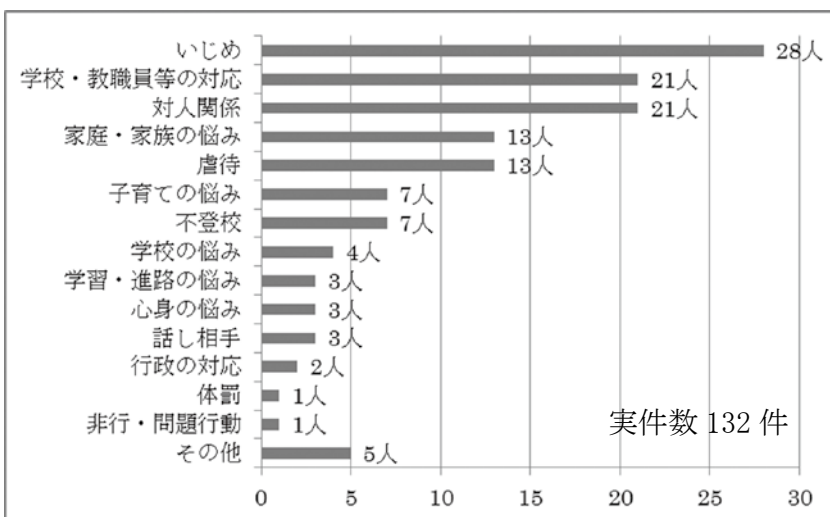
子どもの所属別(a)



未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
11(8.3%)	66(50.0%)	36(27.3%)	6(4.5%)	13(9.8%)	132(100.0%)

小学生に関する相談が全体の半数(66件、50.0%)を占めています。次いで中学生(36件、27.3%)、未就学(11件、8.3%)、高校生(6件、4.5%)です。不明に関しては、相談時に所属を確認できなかった件数です。

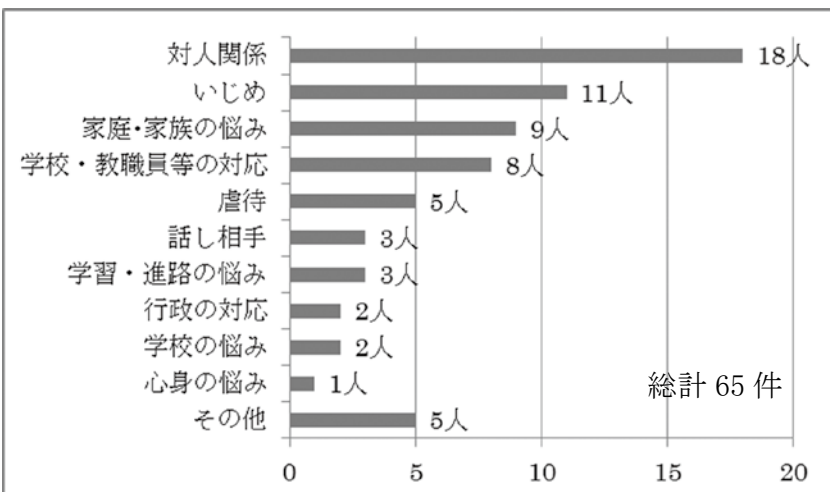
相談の内容(a)



権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
28(21.2%)	21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	2(1.5%)	1(0.8%)	1(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	4(3.0%)	3(2.3%)	3(2.3%)	3(2.3%)	0(0.0%)	5(3.8%)	132(100.0%)

子どもの権利侵害に関する相談だけではなく、子どもに関わる様々な相談に対応しています。実際の相談内容としては、「いじめ」(28件、21.2%)、「学校・教職員等の対応」(21件、15.9%)、「不登校」(7件、5.3%)など学校に関わるものが半数近くを占め、「対人関係」(21件、15.9%)といった学校や地域における子ども同士の人間関係に関わるもの、「虐待」(13件、9.8%)、「家庭・家族の悩み」(13件、9.8%)、「子育ての悩み」(7件、5.3%)など家庭に関する相談も多くありました。「セクハラ」「学校事故」「性の悩み」を主訴とする相談は今年度ありませんでした。「差別」については、カウントされているケースはありませんが、いじめなどの相談ケースの中に要素として「差別」につながるものもあります。

うち初回の相談者が子どもの場合の相談の内容



権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
11(16.9%)	8(12.3%)	5(7.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
18(27.7%)	9(13.8%)	0(0.0%)	2(3.1%)	3(4.6%)	3(4.6%)	1(1.5%)	0(0.0%)	5(7.7%)	65(100.0%)

初回の相談者が子どもの場合の相談の内容は、対人関係に関わるものが多く(18件、27.7%)、次いで、いじめ(11件、16.9%)、家庭・家族の悩み(9件、13.8%)です。いじめや教職員の対応などについては、おとなが子どものことを心配して「せたホツと」に相談していることが多いです。

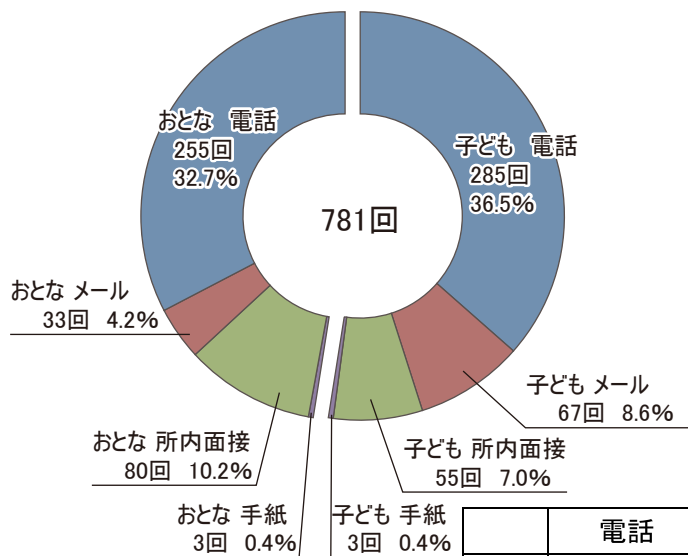
初回の相談が子どもの場合の性別

男	女	不明	合計
12(18.5%)	52(80.0%)	1(1.5%)	65(100.0%)

* 合計 65 件には友達 1 件含む

子どもからの相談の男女の内訳としては、女子からの相談が 80%を占めています。

延べ回数と相談方法 (b)



	電話	メール	所内面接	手紙	FAX	合計
子ども	285(36.5%)	67(8.6%)	55(7.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	410(52.5%)
おとな	255(32.7%)	33(4.2%)	80(10.2%)	3(0.4%)	0(0.0%)	371(47.5%)
合計	540(69.2%)	100(12.8%)	135(17.2%)	6(0.8%)	0(0.0%)	781(100.0%)

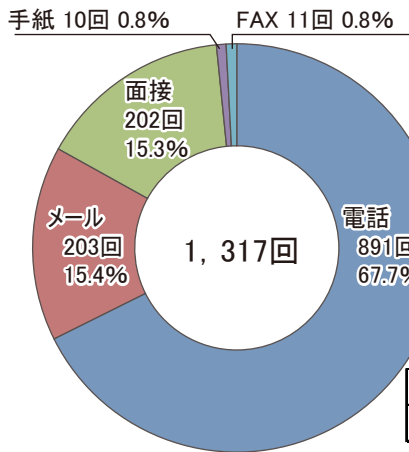
様々な方法で相談を受け付けていますが、相談者から相談がある場合は、電話相談がもっとも多く、子ども(285回、36.5%)、おとな(255回、32.7%)となっています。次いで、子どもはメール(67回、8.6%)、所内面接(55回、7.0%)、おとなは所内面接(80回、10.2%)、メール(33回、4.2%)となっています。

相談者との相談方法 (b+c)

	電話		メール		面接			手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホツとから	相談者から	せたホツとから	所内面接	訪問面接【学校】	訪問面接【その他】	相談者から	せたホツとから	相談者から	せたホツとから		
子ども	285(57.5%)	14(2.8%)	67(13.5%)	63(12.7%)	55(11.1%)	3(0.6%)	3(0.6%)	3(0.6%)	3(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	496(100.0%)	988
計	299(60.3%)		130(26.2%)		61(12.3%)			6(1.2%)		0(0.0%)			
おとな	255(51.8%)	91(18.5%)	33(6.7%)	27(5.5%)	80(16.3%)	0(0.0)	2(0.4%)	3(0.6%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	492(100.0%)	
計	346(70.3%)		60(12.2%)		82(16.7%)			4(0.8%)		0(0.0%)			

前出の(b)のデータと比べると、相談者からの電話はおとな(255回、51.8%)よりも子ども(285回、57.5%)の回数が多いのに比べ、「せたホツと」からかける電話は子ども(14回、2.8%)への回数がおとな(91回、18.5%)と比べて格段に少なくなっています。一方、「せたホツと」から送ったメールに関してはおとな(27回、5.5%)よりも子ども(63回、12.7%)とのやり取りが多くなっています。ここから、子どもの相談者に対し電話で連絡を取ることの難しさや、メールでやりとりをすることの利便性が伺われます。

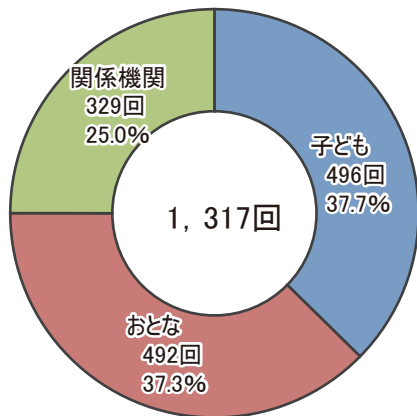
委員・専門員の総活動回数 :方法別 (e)



電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
891(67.7%)	203(15.4%)	202(15.3%)	10(0.8%)	11(0.8%)	1,317(100.0%)

「せたホツ」の活動は7割近くが電話(891回、67.7%)で行われています。次いで、メール(203回、15.4%)と面接(202回、15.3%)がそれぞれ約15%となっています。面接の内訳には、来所相談のほか、学校や関係機関とのやり取りや調査などが含まれます。

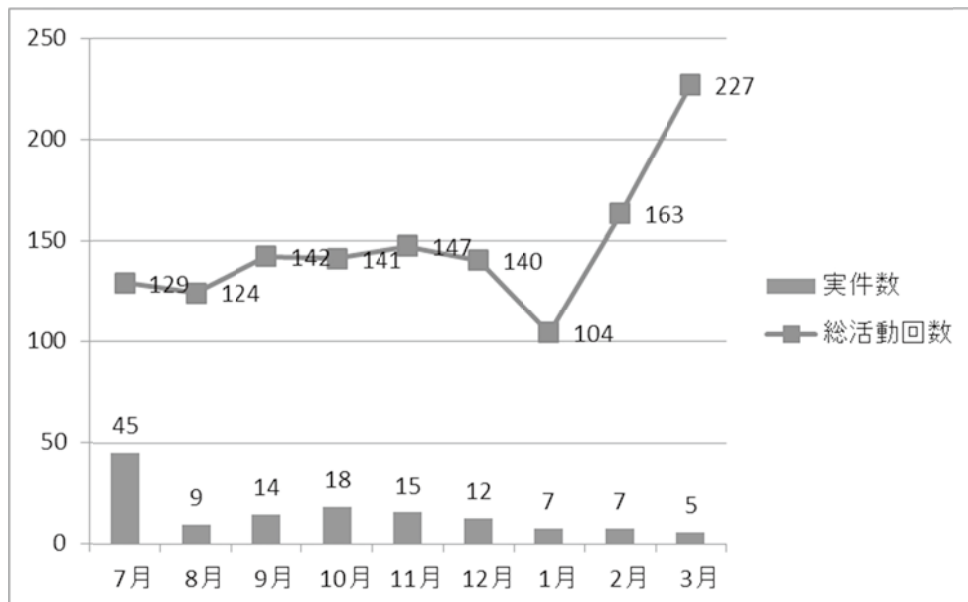
委員・専門員の総活動回数 :対応先別 (e)



子ども	496(37.7%)
おとな	492(37.3%)
関係機関	329(25.0%)
合計	1,317(100.0%)

委員や専門員が、相談対応をした対象別は子ども(496回、37.7%)とおとな(492回、37.3%)がほぼ同様な割合ですが、子ども本人とのやり取りが多いのが特徴です。次いで関係機関(329回、25.0%)となっています。

実件数と総活動回数の月別推移 (a)(e)



	実件数	総活動回数
7月	45(34.1%)	129(9.8%)
8月	9(6.8%)	124(9.4%)
9月	14(10.6%)	142(10.8%)
10月	18(13.6%)	141(10.7%)
11月	15(11.4%)	147(11.2%)
12月	12(9.1%)	140(10.6%)
1月	7(5.3%)	104(7.9%)
2月	7(5.3%)	163(12.4%)
3月	5(3.8%)	227(17.2%)
計	132(100.0%)	1,317(100.0%)

2 相談の分析

平成 25 年 7 月から相談を開始し、当初は電話が鳴らない日は無いというほど、相談がありました。実件数として数えている新規の相談は徐々に落ち着いていきましたが、一方で長く関わる必要のある相談が増えていきました。相談の延べ回数は 781 回であり、「せたホッと」が活動した回数は、委員・専門員の総活動回数として表されているとおおり、7 月から 3 月までの 9 ヶ月で総計 1,317 回にもなります。実件数のうち、小学生の子どもについての相談が一番多く、次に中学生の子どもについての相談となっていますが、高校生の相談が少ないので、今後は広報についても工夫が必要です。これまで、権利の侵害を取り除くための申立ては 4 件ありました。委員と専門員が相談者から話を聴きながら、関係機関の調査調整等を行い、年度内にいずれも終わっています。その総活動回数は約 300 回に上りました。

相談は、電話・メール・面接・手紙など様々な方法でできるようになっていますが、電話が一番多く、「せたホッと」の事務所に直接相談に来られる時もあります。地域に存在する相談場所、避難場所としての「せたホッと」であることを実感する時でもあります。延べ回数をみると、子どももおとなも、電話による相談がメールによる相談の 4 倍以上ですが、子どもがメールという手段を使う場合がおとなの約 2 倍という点も、今の子どもたちの現実をよく示しています。また、「せたホッと」から連絡をとるときも子どもの場合はおとなと比べるとメールの利便性が高いともいえます。

相談の内容は、「いじめ」が一番多く、21.2%になります。次に多いのが対人関係の悩みですが、その 15.9%の数字の中には、いじめの前段階といえるものがふくまれていることもあります。また、学校や先生との関係についての相談も対人関係の悩みと同じ割合であり、子どもたちが学校や先生との関係でも悩みを抱えていることがわかります。

一方で、虐待についての相談と家庭・家族に関する相談をあわせると約 20%となり、いじめに匹敵する割合となります。子どもたちが、家庭や家族についての悩みを抱えていることがよくわかります。虐待とわかればもちろん子ども家庭支援センターに通告し、必要があれば、子ども家庭支援センターと協力しながら子どもと家族を見守っていくこともあります。

子どもからの相談に限ると、対人関係に関わるものが一番多く、次にいじめとなります。いじめや学校の対応についての悩みは、6 割以上が、おとなに相談してからおとなを通じて、「せたホッと」につながっていることがわかります。

最初に相談をしてこられる相談者はおとなと子どもがほぼ同数ですが、延べ回数をみると子どもが 52.5%であり、子どもとのやりとりが多かったことが数字であらわれています。初回相談者の内訳をみても、子ども本人からが 48.5%と一番多く、これらを見ると、「せたホッと」が、子どもがホッとする場所という役目を果たしていることがわかります。

IV 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

2 関係機関との連携

IV 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は加工してあります。

相談者 子どもの所属 相談の内容 主な相談方法	相談および調整の概要
〈事例1〉 本人 中学校 教職員の対応 手紙・面接	<p>学校の先生が本人たちにとって嫌なことをしてくるが、どうしたら良いかという相談が手紙により届きました。「せたホッと」からは手紙の返信をするとともに、「せたホッと」へ来てお話を聞かせて欲しい旨もお伝えしました。するとその後、本人が友だちと一緒に「せたホッと」へお話をしに来てくれました。「せたホッと」が本人たちの話を傾聴し、クラスや学年の状況を確認する中で、担任の不適切な行動が次々に語られました。話が進む中で、「せたホッと」へ相談に行くことを決めてから、本人たち自ら「やめてください」と担任に対して言えるようになったこと、その後は嫌な思いをしていないとのことなどのお話もしてくれました。また帰り際には、「全てを話せてスッキリした」と気持ちの整理も出来た様子でした。今後の対応については本人たちと具体的に話し合いながら、本人たちの希望をじっくりと聴き、見守りを続けることとなりました。</p>
〈事例2〉 母親 小学校 いじめ 電話・面接	<p>母親から、夏休み明けに転校をしたばかりであるという娘についての電話相談がありました。本人は小3の女子であり、クラス内でほぼ毎日のように悪口やからかいなどのいじめがあるということでした。2学期中盤に入ってもいじめはやむことなくエスカレートし、本人は学校へ行きたくないと言っている様子でした。「せたホッと」はまず本人と面接を行い、本人のつらい気持ちをじっくりと聴きました。その後、本人の学校を訪問し、学校での本人の様子を伺いました。そして、本人が面接で語ったつらい気持ちも学校に伝えました。その後は担任が中心となり、いじめのクラス指導をしてくださいました。すぐに指導の効果がみられ、一時的にはいじめが減少しましたが、今度は「チクった」と言われるようになってしまったとのことでした。再度、その後の状況について学校と情報交換し、学校でも体制を作ってくださいることになりました。しばらくはいじめがなくなり、本人も友達と遊んでいる様子がみられたようでしたが、1ヶ月ほどして、本人の教科書がなくなり、廊下で見つかるということがありました。「せたホッと」は再度学校を訪問し、その間の状況をお伺いしました。保護者や学校と話し合いを行う中で、保護者と学校との間に連絡不足があったことなどがわかってきました。今後の連絡方法を一緒に確認し、学校としては保護者への連絡を密に行うということでもとまりました。保護者も学校との関係が以前に比べて改善されてきたと思うとのことでした。今後も「せたホッと」では見守りを継続することとなりました。</p>
〈事例3〉 父親、本人 中学校 いじめ 面接	<p>本人が父親と一緒に「せたホッと」へ面接相談に来てくれました。本人は中学2年になってから仲の良かった友だちとのトラブルがきっかけで、いじめにあっているとのことでした。以前から友だち関係の中で仲間はずれやからかいが交互にあり、被害者になったり加害者になったりしているとのことでした。本人としては、いじめをする友だちだけでなくクラス全体の雰囲気が気になりクラスに入れたいとのことで、学校にはスクールカウンセラーのいるときだけ相談室に登校していました。定期テストも別室で受けており、本人は勉強の遅れを気にしている様子でした。また、新学年になる際のクラス替えでは、トラブルのある友だちと同じクラスになりたくない気持ちが強く、不安を抱</p>

	<p>えているようでした。「せたホッと」より、新年度少しでも登校しやすい環境を整えるために保護者、本人が学校の先生と面談するのがよいのではないかとアドバイスしました。その後、中学3年の新しいクラスでは登校できるようになったとのご報告をいただきました。</p>
<p>〈事例4〉 クラス保護者 小学校 教職員の対応 電話</p>	<p>クラスの保護者から娘の級友に関する電話相談がありました。本人には発達障がいの診断があるにもかかわらず、担任の理解が不十分で配慮に欠けるところがあると思うとのことで心配されていました。また、クラス内で問題行動の多い男児をはじめ、周りの児童が本人に対していじめのような対応をとっている様子についても心配されていました。このままでは本人にとっても、周りの児童にとっても良くないと思うので何とかして欲しいという思いが伝わってきました。「せたホッと」は学校を訪問し、本人の状況など伺いながら、相談者の思いを先生方にお伝えしました。先生方も、本人への対応の難しさについて、苦慮されている様子も見受けられました。話し合いを進める中で、学校は発達障がいおよび本人への理解を深め、対応に配慮していきたいとのことで、今年度は他の先生の応援をお願いし、来年度は補助教員をつけるよう配慮したいとのことでした。</p>
<p>〈事例5〉 母親 小学校 いじめ 電話・面接</p>	<p>毎日のように悪口や侮蔑などの言葉によるいじめがあり、いじめがエスカレートし、本人は学校へ行きたくないと言っていました。保護者が担任や校長に対応を依頼したものの、結局いじめがおさまらず、学級崩壊もし、改善がなされませんでした。どうしたらいいのでしょうかという相談がありました。</p> <p>「せたホッと」は本人と面接を行い、心情の吐露や学校での対応について希望を聴きました。それを受け、学校へ訪問時、学校での本人の様子を伺いました。面接での本人の心情や保護者の訴えを「せたホッと」から学校へ伝えつつ、本人が希望する対応を依頼し、学校へ見守りと指導を依頼しました。その後、学校の対応により、本人への対応が変わり、クラスの雰囲気は改善され、本人も学校へ通えました。保護者としては、学校と保護者のみの話し合いでは、関係が悪化する可能性もあり、「せたホッと」が間に入ってよかったですとお話をいただきました。</p>
<p>〈事例6〉 不明 小学校 いじめ 手紙・電話</p>	<p>学校名・学級・本人名などが書かれ、いじめがあるという内容の手紙が「せたホッと」に届きました。</p> <p>その後、送り主から匿名の電話で詳細な内容を確認することができ、発達に課題のある本人への担任の対応が、理解・配慮に欠けているとなどのお話を伺いました。委員は学校へ訪問し、匿名のため限られた情報ではありましたが、手紙や電話の内容について確認しました。そこで、学校での対応の充実、家庭のフォローなどをお願いし、「せたホッと」としてはしばらく見守りをおこなうことにしました。</p>
<p>〈事例7〉 本人 中学校 虐待 電話・面接</p>	<p>本人から、体調不良があるが、病院に行かせてもらえないことや日頃から父親に色々と強い言葉遣いで怒られるため、つらい、どうしたらいいのでしょうかという電話相談がありました。これまで誰にも相談したことがなく、「せたホッと」が初めての相談とのことでした。本人の様子が心配だったので、直接会って話すことを提案し、相談していくことにしました。「せたホッと」での来所面接で、本人は父親から人格を否定されるようなことや、小さな失敗を大きく捉えられて厳しく責め立てられることなどが多く、暴力などの身体的虐待はないことがわかってきました。専門員は、今後の対応を委員と共に検討し、児童虐待の対応機関である子ども家庭支援センターへ虐待通告をしました。</p>

<p>〈事例8〉 本人 高校 対人関係 電話</p>	<p>本人より、アルバイト先の上司から自分だけに風当たりが強く、気を利かせて仕事をしていることをよく思われないうことが多いため、今後どうしたらいいか困っているという電話相談がありました。「せたホッと」から、本人が仕事上で上司の言うとおりに過ごしても変化が見られなかったら、一人で抱え込まずに相談してもらいたいことと、場合によっては、「せたホッと」が話を聴く中で、本人とアルバイト先との関係の中で、どのような改善方法が考えられるか、一緒に考えていくことも説明しました。本人からは、自分の話を聞いてもらう中で、自分が悪くないと分かって良かったし、また困ったら相談したいと話して、電話を終えました。</p>
<p>〈事例9〉 本人 家庭・家族の悩み 小学校 電話・面接</p>	<p>本人から友だちの嫌がることをしてしまったり、時には暴力を振るってしまう、どうしたらやめられるのか、という友人関係に関わる相談がありました。どんな時にそうしてしまうのかを一緒に考えているうちに、勉強のことで両親から強く怒られていること、そのストレスから、悪いことをしてしまったり、ついつい友だちの嫌がることをしてしまうという話になりました。</p> <p>話の内容から、連休中で家にいる時間が長いこともあり、親子ともに相当ストレスの高い状況にあることが窺われたため、面接を行いました。</p> <p>「せたホッと」との面接は親子別々に行い、本人の気持ちを聞き取り、母に伝えるとともに、母の子ども時代の話や子育てにおける戸惑い・葛藤など傾聴しました。</p> <p>後日電話にて母から、今はもう勉強などは、本人自身の問題であると考え、ガミガミと怒らないようにしていること、本人がよく話すようになり、子どもらしさが戻ってきたようで嬉しいというご報告をいただき、また何かあればご相談くださいと伝え、終了しました。</p>
<p>〈事例10〉 本人 学校・教職員等の 対応 小学校 電話・面接</p>	<p>小学校3年生の女の子から、先生の言葉遣いがこわい、また、嫌なことを言われるので学校に行きたくない、という電話相談がありました。本人の学校へ行きたくないという気持ちが強かったこと、そのことについて本人から先生に伝えるのが難しそうだったことから、面接を行い、保護者とも相談した上で、「せたホッと」から学校に伝えることになりました。</p> <p>「せたホッと」は学校を訪問し、クラスの状況をうかがうとともに、本人の気持ちを伝え、ご配慮いただけるようお願いをし、先生からも了解を得ました。</p> <p>その後の面接で、本人からは、担任の先生から嫌なことを言われることがなくなり、楽しく学校に通えているとの報告を受け、また学校からも、本人がよく話してくれるようになったこと、クラスの中で自分なりに意見を言ったり、行事などにも手を上げて積極的に参加するようになってきたというご報告をいただき、終了としました。</p>
<p>〈事例11〉 本人 その他 中学校 電話</p>	<p>中学生の男の子から、SNSで知り合った人に誘われて、ブログにアクセスをしたら、出会い系サイトにつながってしまった、メールアドレスを交換してしまったので個人情報などが相手に漏れてしまうのではないかが心配という電話相談がありました。投稿の内容やアップした写真などの内容によっては、個人が特定されてしまう可能性があることなどを説明し注意を促すとともに、メールアドレスをもとに電話会社が他人に個人情報を開示することはないこと等アドバイスをしました。本人がすでに保護者に相談をしていたため、それを支持し、今後、架空請求など何らかの連絡が来た場合には自分で返信などはせずに、保護者に相談して対応すること、また何かあったら相談をしてくれるよう伝え、終了としました。</p>

2 関係機関との連携

「せたホッと」への相談には、専門員が電話や会ってお話を聴いて「話を聞いてもらえて良かった」と安心してもらえることもあります。場合によっては学校や家庭のことなど様々な相談を受ける中で、「せたホッと」だけでは解決できない相談も寄せられています。

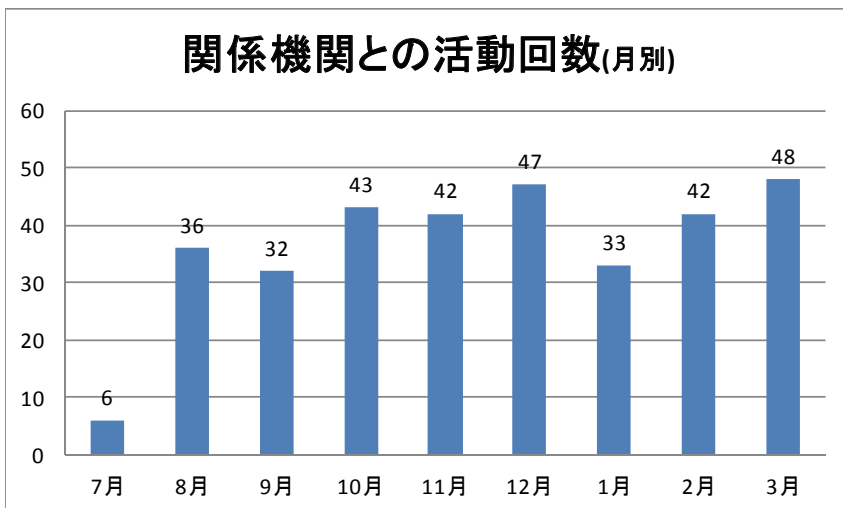
その場合、専門員だけではなく必ず委員が独任制で担当し、子どもにとって最善の利益を共に考えてもらうよう、様々な関係機関に働きかけをしています。初年度は全体の相談の約4割を委員が対応してきました。関係機関との活動回数を見ると、7月は少なかったですが、次第に増加していることがわかります(下記グラフ参照)

例えば、子どもへの虐待が疑われる案件においては、「せたホッと」も「児童虐待防止法」に基づき、世田谷区の担当地区の子ども家庭支援センターへ通告を行ったり、場合によっては世田谷児童相談所へ連絡し、協力をしてきました。初年度は、5地域ある「子ども家庭支援センター」*のうち、3ヶ所の子ども家庭支援センターと連携し、子どもの虐待対応をしてきました。「児童虐待防止法」に基づく「個別ケース検討会議」へ委員が参加し、子どもへの対応について見守る関係機関のひとつとして役割を担っています。

また、いじめなど学校における子どもの相談については、世田谷区の「子ども条例」に基づき、在籍学校へ対応を依頼することがあります。また、私立の学校へも、世田谷区の「子ども条例」への理解をいただきながら、子どもの最善の利益のために協力を依頼することもあります。初年度は、区立小学校が6ヶ所、区立中学校が7ヶ所、私立学校が3ヶ所、子どものことについて相談があったことをお伝えし、今後のことについて検討し、対応していただきました。特に世田谷区に住んでいる子どもについて、「せたホッと」をご存知のない区外の学校にも対応を依頼したこともありました。

初年度は、どの相談も比較的、学齢期が多かった傾向はありますが、「せたホッと」は未就学児も中学卒業後に就労している18歳未満の子どもも対象です。近隣には、「せたホッと」と同様の子どもの権利擁護機関のある自治体もあります。場合によっては、その自治体の当該機関とともに活動することもあるかもしれません。今後もさまざまな機関と協力しながら、「子ども条例」にもある「子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくること」に「せたホッと」も一役を担ってまいります。

*「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



関係機関例	
教育 関 連	子どもの在籍学校
	教育委員会
	教育相談室
区 機 関	健康づくり課
	生活支援課(子ども家庭センター)
	発達障害相談・療育センター げんき
都 機 関	世田谷児童相談所
	東京都子供ネット

V 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発**
- 2 研修会への講師派遣**
- 3 視察受入れや他自治体との交流**
- 4 関係機関との意見交換**

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発

世田谷区では、新たな制度の相談等を開始するに当たり、子どもからの相談のしやすさを第一に考え、親しみやすさを感じてもらえるよう、平成24年度に愛称(通称)とキャラクターの公募を行いました。178件(小・中学生165件、おとな13件)の応募があり、愛称(通称)は「ホッとできる場所をイメージした」という中学2年生応募作品「せたがやホッと子どもサポート」(略称:「せたホッと」)、キャラクターは「ナチュラルという言葉が好きで、そこから連想した」という小学6年生応募作品「なちゅ」に決定しました。

また、機関を身近に感じてもらうよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

※広報・啓発物の画像は参考資料のページをご覧ください。

項目	実施時期	対象等	備考
配布・掲示			
ポスター(相談開始告知)	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校等、関係機関等	約600枚 配布・掲示
リーフレット(小学生用)	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校164箇所、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約110,000枚 配布
リーフレット(中学生用)	6月		
相談カード	6月		
メモ帳	8月～ 随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
機関紙「せたホッとレター」	2月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、高校164箇所、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関、庁内 ※主に関係機関等の大人対象	約6,500部 配布
イベント参加			
三茶子育てファミリーフェスタ in 昭和女子大学	6月	子育て世代	リーフレット・相談カード配布
せたがやふるさと区民まつり	8月	小・中学生、区民等	・アンケート協力、ゲーム参加者にメモ帳配布、リーフレット、相談カード配布
世田谷246ハーフマラソン	11月	ハーフマラソンイベント参加者等	ブース来場者にリーフレット、カード、メモ帳配布
新年子どもまつり	1月	小・中学生、区民等	・アンケート協力、ゲーム参加者にメモ帳配布
関係機関等との連携			
児童館事業参加(松沢、上町、祖師谷児童館)	随時	児童館のイベントに来場した児童、保護者	・リーフレット、相談カード配布
校長会参加	随時	区立の小・中学校校長	
世田谷区要保護児童支援協議会参加	6月・11月	児童福祉法第25条の2に基づき、設置された会議の構成員として参加	

その他の活動			
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を随時更新	
いじめ予防授業* 共催	随時	区立の小学生対象に弁護士と「せたホッと」委員によるいじめを予防するための授業を共催 ※希望校	
擁護委員会議	18回	広報・啓発活動の方針、及び内容の検討	
テレビ・新聞等取材	随時	NHK、MXテレビ、東京新聞、都政新報等	

*「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、弁護士会の弁護士が学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える「いじめ予防授業」を実施しています。



どんな相談ができる機関なのかをアピールするために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



毎年夏に行われる恒例の「ふるさと区民まつり」。相談員考案のコイン落としゲームに、みんな大はしゃぎでした。



世田谷区の名所(?)を走る「246ハーフマラソン」では、相談員もランナーとして参加しました。



年初めの大イベント「新年子どもまつり」では、事務局手づくりの竹の滑り台で「どんどん！どんぐりをすくえ！」ゲームをして大盛況！ゲーム参加者にはマスコットキャラクターを印刷したメモ帳を渡しました。

児童館事業に参加して、子どもたちと大掃除や、卓球をして楽しいひと時を過ごしました。



2 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。講演の内容は「子どもの人権擁護の新たな仕組みと活動状況」「人権全般についての講義、子どもの人権についての事例演習、ディスカッション」「子どもの人権を理解しよう」等です。

日程	対象等	
7月5日	青少年地区委員合同研修会	委員・専門員
8月26日	区立幼・小・中学校教員研修会	委員・専門員
8月28日	スクールカウンセラー研修会	委員・専門員
10月22日	教育相談室 相談員研修会	委員・専門員
11月15日	青少年委員会6ブロック地域合同研修会	委員・専門員



青少年地区委員研修会



青少年委員会6ブロック地域合同研修会

3 視察受入れや他自治体との交流

区議会議員、他自治体の議員、行政機関職員、民間相談機関などから9件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	対象等
9月5日	世田谷区議会(福祉保健常任委員会)
9月7日	宝塚市(職員、検討委員)
10月24日	世田谷区議会(公明党世田谷区議団)
11月7日	大阪府豊中市議会(市民クラブ)
11月18日	函館市(職員、検討委員)
1月10日	新潟市議会(少子化対策、男女共同参画推進議員連盟)
1月21日	長野市議会(子育て・子育て対策特別委員会)
2月26日	相模原市(職員)
3月11日	せたがやチャイルドライン(運営委員、支え手、事務局)

また、10月には松本市で開催された『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2013に参加し、他自治体と情報、意見交換を行いました。

日 程	対象等
10月18日	子どもの相談・救済に関する関係者会議に参加(松本市)
10月19、20日	『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウムに参加・報告(松本市)

4 関係機関との意見交換

子どもとかかわる職員と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、関係機関と積極的に意見交換をしました。

日 程	対象等	
4月30日	子ども家庭支援センター職員と意見交換	専門員
5月14日	教育相談員と意見交換	委員、専門員
5月15、22日	スクールカウンセラー(区)と意見交換	専門員
5月31日	スクールカウンセラー(都)と意見交換	専門員
7月9日、10月2日、12月2日	母子生活支援施設情報交換会	専門員

VI 相談・調査専門員のことば

VI 相談・調査専門員のことば

『9ヶ月を振り返って』

突然ですが、みなさんは「バームクーヘン」というお菓子を知っていますか。年輪を一層一層重ねたようなこのお菓子は、ドイツ語の「バウム＝木」、「クーヘン＝お菓子」を組み合わせて名づけられ、ドイツではお菓子の王様とも言われているそうです。

わたしは以前、子どもたちと一緒に竹を使って「バームクーヘン」を作ったことがあります。生地をゆっくりとかける人、端と端をもって竹を回す人、協力しないと作ることができません。焦って竹を早く回したり、焼き色がつかないうちに次の生地を垂らしてしまうと年輪の層はできあがりません。時間をかけてゆっくりと竹を回し、一層一層の変化を“待つ”ことが、きれいな年輪の層を作るコツだそうです。コツを掴んだ子どもたちは大人たちよりも年輪の大きい立派な「バームクーヘン」を作り上げていました。

「せたホッと」でさまざまな相談を受けているなかで、ふと「バームクーヘン」のことを思い出すことがあります。それは、子どもが自分の言葉を探し出し、探し出した言葉をなんとか語り、そして、子ども自身の力で解決に向かおうとする変化の過程を“待つ”こととどこか似ているように感じるからです。こころの変化は「バームクーヘン」のように目に見えるものではありません。そのため、子どもの力を信じて“待つ”ということは、そう簡単なことではないのかもしれませんが、しかし、子どもの身長が伸びていくのと同じように、子どものこころも変化しています。少しずつのその変化をそっと見守るということ、じっくりと“待つ”ということも大切なときがあるように思います。

「せたホッと」が相談等を開始してからもうすぐ9ヶ月が経過します。子どもの“最善の利益”とは、個別のケースにおいて普遍的な答えなどなく、十人十色の子どもたちに寄り添う中でみえてくる具体的で、個別的なもの日々感じています。どんなときも、子どもの本当の想いをとりこぼしてはいないだろうか？おとなの都合に基づく判断になってはいないだろうか？など、自身や周囲に問いかけながら、“その子にとって”という視点を軸として、子どもの語りを大切にしていきたいと思えます。

パンフレット、マスコットキャラクターの「なちゅ」、「せたがやホッと子どもサポート」という通称等々、子どもの意見を取り入れながら、1つ1つ作り上げられてきた「せたホッと」です。「せたホッと」の年輪模様が、この先も一層一層、子どもたちの力(子どもたちの言葉)で作られられていくことを願っています。

相談・調査専門員 伊藤 明奈

『「せたホツと」の相談』

なぞなぞで『はじめ 4 本足。つぎは 2 本足。さいごは 3 本足になる生き物は、な～に？』というのがあります。正解は人間です。大人もおじいさんもおばあさんも最初はみんな赤ちゃんで、子どもでした。私は、子どものころ、おじいちゃんもおばあちゃんも赤ちゃんだったと聞いて驚いたことがあります。でも、子どもだったからといって、子どものことが全部わかるかという、そうでもありません。ですから、子どもからお話を聴くことはとても大切です。

「せたホツと」の相談は、ロシア民話の『おおきなかぶ』に似ていると思います。

専門員は、まず、子どものお話や気持ちをしっかり聴きます。そして「う～ん」と一緒に考えます。子どもが「いいよ」といえば、お父さんやお母さんからもお話を伺って一緒に考えます。社会にあるいろいろな情報も集めます。それでも、まだまだ困ったことがあるときは、子どもサポート委員も一緒に考えます。子どもサポート委員は、学識経験者で、いろいろなことをたくさん知っています。それでも、まだ困ったことがあるときは、子どもが「いいよ」といえば、たとえば学校のことだったら、校長先生や副校長先生、担任の先生も一緒に考えます。

みんなで「うんとこしょ、どっこいしょ」と力を合わせて「困ったこと」を引き抜きます。そのとき大切なのは「子どものことば」です。

『裸の王様』のお話でも「王様は裸だよ」といった子どものもの一言はみんなに真実を見る力をくれました。

「せたホツと」はみんなで力を合わせて、子どもにとって一番良い方法を考えます。

相談・調査専門員 上西 さよ子



相談者の声



ほくは、学校でつらい事があって、誰にどう相談したらいいかわからなくて悲しかった。でも、お母さんに、「せたホッと」という相談場所があるよと言ってもらった。そして行ってみた。最初はすごくきん張したけど、「せたホッと」の先生がやさしくて、きん張がほぐれた。ほくのつらい気持ち、いやだった事、どうしていいかわからない事も、うなずいてくれたり、つらかったねと言ってくれたりして聞いてくれた。ほくはうれしかった。自分のつらい気持ちを人に聞いてもらって、こんなにうれしい気持ちになれるとは思わなかった。そして解決する方法を一緒に考えてくれた。自分の力だけでは、どうしようもできない事を「せたホッと」の人たちが、学校の先生と協力して応援してくれた。ほくはつらくて行けなかった学校に久しぶりに行くことができた。これからもつらい事があったら安心して「せたホッと」に相談しに行こうと思った。



「せたホッと」から

～子どもからの声を受けて～

「相談してうれしかった」と思ってもらえたことが何よりも良かったです。つらさを一人で抱え込まないで伝えてもらえたこと、一緒に考えられたこと、すべてがご本人とご家族の力であり、「せたホッと」はその力に救われた思いもありました。

相談してくださった方にそう思ってもらえる相談機関でありたいと思っています。

おわりに

1年間の活動を通じてみえてきた「せたホッと」の役割・意義と今後の取り組み

子どもサポート委員 はんだ かつひさ 半田 勝久

「せたホッと」開設から1年が経ち、子どもの人権擁護機関の役割や意義をあらためて感じています。第1に子ども自身が安心して相談できる機関として機能してきたことです。メールをくれて、何度も何度もやり取りをするなかで、実際に来所につながったこともあります。最初は友だちのことを相談していて、回数を重ねるうちに自分のことを話してくれる子どももいます。自分の話に耳を傾けてくれ、共感してくれ、いっしょに問題に向き合ってくれ、秘密を守ってくれるんだと感じとってはじめて子どもは安心して話をしてくれます。第2に子どもの人権を守るワンストップサービスとしての役割を果たしているところです。いじめ問題をはじめとし、保育士・教師の納得できない対応、発達の遅れや障がい起因の問題、ハラスメント、虐待、養育困難家庭支援といったケースまで、「せたホッと」に相談すれば対応してくれ、適切な機関につないでくれるといった認識が少しずつですが広がっているように思われます。第3に子ども支援のための関係機関等のネットワークを形成できることです。独立した公的第三者機関であるからこそ、学校、教育委員会、担当部署、不登校の子どもの居場所、発達支援センター、児童福祉施設、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童館など関係機関等とのネットワーク形成や橋渡しをすることができるので実感しています。第4に問題解決に向けた迅速な対応につながることです。調査権限を持ち、是正等の措置の要請をすることができる「せたホッと」が関わることにより、周りの人たちの当該問題への対応を促し、問題解決の糸口を探るとともに、必要な手だてを講ずることにつながるからです。

「せたホッと」は、子どもの最善の利益のみに関心を持ち活動します。持ち込まれる案件では保護者の思いと子どもの現状に大きな差ができていたケースもしばしばあります。保護者と学校の関係が断絶し、子どもが間に挟まれ学校に行きにくくなっているといったケースもあります。区内に専門機関があるにもかかわらず、つながることができておらず、適切な支援が受けられていないケースもあります。どういったケースにおいても、当該子どもの最善の利益実現のために何ができるのか、何をすべきなのかに立ち返って検討していきます。そのために、できうるかぎり子どもの声に耳を傾け、その気持ちに寄り添い、問題解決の糸口を探りながら、一步一步、ときには後退したり足踏みをしたりしながら、子どもや保護者とともに問題に向き合ってきました。そのことは、これまでの委員・専門員の活動回数が物語ってくれています。

「せたホッと」の活動の基本は子ども本人の気持ちに寄り添いながら、子どもとともに問題解決に向けての方策を考えていくことにあります。そうした活動を通して子ども自身が問題を乗り越えていく主体としてエンパワーされていく姿は、はじめて相談に来た時から見違えるほど力強く、成長を感じます。

案件によっては、子ども本人から声や気持ちを聴けないこともあります。保護者が過剰に反応し子どもを囲い込んでしまうケースや、保護者や周りのおとなが目指す解決策を押し付けてしまう場合もあり、一筋縄ではいかないことも少なくはありません。

相談の対応として学校に入るときは、当該子どもが置かれている状況を説明し、先生方が本件についてどのように捉えているかを聴き取ります。そのうえで、本人がどのように感じているか、保護者がどのように考えているかを代弁しつつ、問題解消や状況を好転させるために周囲のおとなや子どもは何かができるのか、この問題にどう向き合うのかについて、先生方やスクールカウンセラーとともに考えていきます。問題の所在のとらえ方にズレがあることもあり、協議を通じて、どこに問題やすれ違いがあるのか共有していきます。

また、匿名での投書やクラスメイトの親からの相談には、直接子どもと接触せず、問題の解消と支援体制の構築を働きかけるといった対応をすることもあります。一定期間経過後、子どもの現況と支援体制を確認し、見守り支援を行っていきます。

おわりに一年間の活動を通じてみえてきたことから、今後取り組んでいきたい課題をあげてみたいと思います。まずは、「せたホッと」を子どもにもおとなにも幅広く知ってもらうための広報・啓発について、児童館など子どもの居場所に出かけていたり、家庭教育学級における講座やいじめ予防授業などを行っていくよう準備を始めています。第2に関係機関とのネットワークを形成するなかで、それぞれの役割やできることを確認しつつ、連携・協力関係を構築していくための協議や研修会に積極的に参加していきます。第3に条例上「子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べる」役割を担っていることを意識して協議をしていきます。個別案件からみえてきた問題点を踏まえ、意見を述べることにより、区の制度を改善していくことにつなげていくことも「せたホッと」の重要な役割です。第4にいじめ防止対策推進法に基づく案件対応ができる組織体制をつくっていきます。そのときの視点はこれまで培ってきた子どもの立場に立ち子どもの気持ちや考えに寄り添い問題解決にあたることです。おとなが判断し解決をあてがうのではなく、子どもとともに最善の利益を追求し、行動の選択肢を子ども自身が豊かに持てるようにするという姿勢は変わりません。第5に全国の自治体が設置している子どもオンブズパーソンや子どもの権利擁護委員会における事案および制度について検討するための会議や、ネットワークを構築していくための会合に参加するなど子どもの人権擁護機関としての研修機会を増やしていきます。

子どもの人権擁護の取り組みは、周囲の理解があってはじめて成り立つものです。引き続き真摯な姿勢で取り組んでいきたいと思いますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

参考資料

- 1 世田谷区子ども条例, 世田谷区子ども条例施行規則
- 2 相談状況の集計
- 3 子どもサポート委員等名簿一覧
- 4 広報・啓発物の一覧
- 5 アンケート結果

1 世田谷区子ども条例, 世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号

目次

前文

第1章 総則 (第1条-第8条)

第2章 基本となる政策 (第9条-第14条)

第3章 子どもの人権擁護 (第15条-第24条)

第4章 推進計画と評価 (第25条・第26条)

第5章 推進体制など (第27条-第31条)

第6章 雑則 (第32条)

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性をはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることとを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

(1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

(2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。

(3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1) 区内に住所を有する子ども

(2) 区内にある事業所で働いている子ども

(3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりま

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。

(雇い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例(平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員(条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。)は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て(条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。)は、擁護委員に申立書(第1号様式)を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書(第2号様式)に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てが行われ

ている場合又は不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査(条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。)をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書(第3号様式)により、申立てをした者(以下「申立者」という。)に理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書(第4号様式)により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報の保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等(条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。)に調査実施通知書(第5号様式)により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該

専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

(調査の中止)

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者(以下「同意者」という。)又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等(以下「立入調査対象関係機関等」という。)があるときは、調査中止通知書(第6号様式)により理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の終了)

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書(第7号様式)によりその結果を通知するものとする。

(要請及び意見)

第11条 擁護委員は、要請(条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。)をし、又は意見(条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。)を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。
(対応についての報告)

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書(第9号様式)によりその内容を通知するものとする。

(公表)

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員(条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。)は、調査又は調整(条例第20条第3項の子ども

の権利の侵害を取り除くための調整をいう。)をするときは、身分証明書(第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(擁護委員会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例(平成24年12月世田谷区条例第82号)第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限る。)の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第7条関係)

第5号様式

(第8条関係)

第6号様式

(第9条関係)

第7号様式

(第10条関係)

第8号様式

(第11条関係)

第9号様式

(第12条関係)

第10号様式

(第14条関係)

2 相談状況の集計

1. 初回の相談方法と件数(実件数)

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	51(38.6%)	9(6.8%)	2(1.5%)	3(2.3%)	0(0.0%)	65(49.2%)
おとな	57(43.2%)	4(3.0%)	5(3.8%)	1(0.8%)	0(0.0%)	67(50.8%)
合計	108(81.8%)	13(9.8%)	7(5.3%)	4(3.1%)	0(0.0%)	132(100.0%)

*子どもの合計65件には友達1件も含む

2. 初回相談者の内訳(実件数)

本人	64(48.5%)
母親	52(39.4%)
父親	6(4.5%)
祖父母	4(3.0%)
友達	1(0.8%)
きょうだい	0(0.0%)
関係機関	0(0.0%)
その他	5(3.8%)
合計	132(100.0%)

3. 子どもの所属別 (実件数)

未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
11(8.3%)	66(50.0%)	36(27.3%)	6(4.5%)	13(9.8%)	132(100.0%)

4. 相談内容別 (実件数)

権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
28(21.2%)	21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	2(1.5%)	1(0.8%)	1(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	4(3.0%)	3(2.3%)	3(2.3%)	3(2.3%)	0(0.0%)	5(3.8%)	132(100.0%)

5. 相談の内容別 (初回の相談が子どもの場合)

権利侵害に関わる相談									
いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
11(16.9%)	8(12.3%)	5(7.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他の相談									
対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
18(27.7%)	9(13.8%)	0(0.0%)	2(3.1%)	3(4.6%)	3(4.6%)	1(1.5%)	0(0.0%)	5(7.7%)	65(100.0%)

*子どもの合計65件には友達1件も含む

6. 子どもの性別 (実件数)

男	女	不明	合計
49(37.1%)	76(57.6%)	7(5.3%)	132(100.0%)

7. 子どもの性別 (初回の相談が子どもの場合)

男	女	不明	合計
12(18.5%)	52(80.0%)	1(1.5%)	65(100.0%)

*子どもの合計65件には友達1件も含む

8. 相談者と相談方法 (延べ回数)

	電話(相談者から)	メール(相談者から)	所内面接	手紙(相談者から)	FAX(相談者から)	合計
子ども	285(36.5%)	67(8.6%)	55(7.0%)	3(0.4%)	0(0.0%)	410(52.5%)
おとな	255(32.7%)	33(4.2%)	80(10.2%)	3(0.4%)	0(0.0%)	371(47.5%)
合計	540(69.2%)	100(12.8%)	135(17.2%)	6(0.8%)	0(0.0%)	781(100.0%)

9. 相談者と相談方法（延べ回数と相談者への活動回数）

	電話		メール		面接			手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内面接	訪問面接【学校】	訪問面接【その他】	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから		
子ども	285(57.5%)	14(2.8%)	67(13.5%)	63(12.7%)	55(11.1%)	3(0.6%)	3(0.6%)	3(0.6%)	3(0.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	496(100.0%)	988
計	299(60.3%)		130(26.2%)		61(12.3%)			6(1.2%)		0(0.0%)			
おとな	255(51.8%)	91(18.5%)	33(6.7%)	27(5.5%)	80(16.3%)	0(0.0%)	2(0.4%)	3(0.6%)	1(0.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	492(100.0%)	
計	346(70.3%)		60(12.2%)		82(16.7%)			4(0.8%)		0(0.0%)			

10. 委員・専門員の総活動回数（方法別）

電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
891(67.7%)	203(15.4%)	202(15.3%)	10(0.8%)	11(0.8%)	1,317(100.0%)

11. 委員・専門員の総活動回数（対応先別）

子ども	496(37.7%)
おとな	492(37.3%)
関係機関	329(25.0%)
合計	1,317(100.0%)

12. 実件数と総活動回数の月別推移

	実件数	総活動回数
7月	45(34.1%)	129(9.8%)
8月	9(6.8%)	124(9.4%)
9月	14(10.6%)	142(10.8%)
10月	18(13.6%)	141(10.7%)
11月	15(11.4%)	147(11.2%)
12月	12(9.1%)	140(10.6%)
1月	7(5.3%)	104(7.9%)
2月	7(5.3%)	163(12.4%)
3月	5(3.8%)	227(17.2%)
計	132(100.0%)	1,317(100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	その他	関係機関	合計
電話	50(46.3%)	45(41.7%)	4(3.7%)	4(3.7%)	1(0.9%)	4(3.7%)	-	108(100.0%)
メール	9(69.2%)	3(23.1%)	1(7.7%)	-	-	-	-	13(100.0%)
面接	2(28.6%)	4(57.1%)	1(14.3%)	-	-	-	-	7(100.0%)
手紙	3(75.0%)	-	-	-	-	1(25.0%)	-	4(100.0%)
FAX	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	64(48.5%)	52(39.4%)	6(4.5%)	4(3.0%)	1(0.8%)	5(3.8%)	-	132(100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	285(69.5%)	67(16.3%)	55(13.4%)	3(0.7%)	-	410(100.0%)
おとな	255(68.7%)	33(8.9%)	80(21.6%)	3(0.8%)	-	371(100.0%)
合計	540(69.1%)	100(12.8%)	135(17.3%)	6(0.8%)	-	781(100.0%)

15. 「せたホッと」からの対応方法と相談者別クロス集計

	電話	訪問	メール	手紙	FAX	合計
子ども	14(16.3%)	6(7.0%)	63(73.3%)	3(3.5%)	-	86(100.0%)
おとな	91(75.2%)	2(1.7%)	27(22.3%)	1(0.8%)	-	121(100.0%)
合計	105(50.7%)	8(3.9%)	90(43.5%)	4(1.9%)	-	207(100.0%)

16. 相談の継続回数（実件数のうち）

相談回数	実件数
1回のみ	53(40.2%)
2～9回	58(43.9%)
10回以上	21(15.9%)
合計	132(100.0%)

17. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	手紙	総計
電話(相談者から)	265(49.1%)	190(35.2%)	60(11.1%)	23(4.3%)	1(0.2%)	1(0.2%)	-	-	540(100.0%)
電話(事務局から)	55(52.4%)	35(33.3%)	10(9.5%)	3(2.9%)	1(1.0%)	1(1.0%)	-	-	105(100.0%)
電話(関係機関)	145(58.9%)	89(36.2%)	12(4.9%)	-	-	-	-	-	246(100.0%)
メール(相談者から)	-	-	-	-	-	-	100(100.0%)	-	100(100.0%)
メール(事務局から)	-	-	-	-	-	-	90(100.0%)	-	90(100.0%)
メール(関係機関)	-	-	-	-	-	-	13(100.0%)	-	13(100.0%)
面接(所内)	4(3.0%)	10(7.4%)	21(15.6%)	43(31.9%)	37(27.3%)	20(14.8%)	-	-	135(100.0%)
面接(学校)	-	-	-	1(33.3%)	1(33.3%)	1(33.3%)	-	-	3(100.0%)
面接(その他)	1(20.0%)	1(20.0%)	1(20.0%)	-	-	2(40.0%)	-	-	5(100.0%)
訪問(関係機関)	9(15.0%)	14(23.3%)	5(8.3%)	20(33.3%)	5(8.3%)	7(11.7%)	-	-	60(100.0%)
手紙(相談者から)	-	-	-	-	-	-	-	6(100.0%)	6(100.0%)
手紙(事務局から)	-	-	-	-	-	-	-	4(100.0%)	4(100.0%)
FAX(関係機関)	-	-	-	-	-	-	10(100.0%)	-	10(100.0%)
合計	479(36.4%)	339(25.7%)	109(8.3%)	90(6.8%)	45(3.4%)	32(2.4%)	213(16.2%)	10(0.8%)	1,317(100.0%)

18. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計 (実件数)

	権利侵害に関わる相談									
	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	9(17.0%)	5(9.4%)	1(1.9%)	2(3.8%)	-	-	-	-	-	-
2～9回	11(19.0%)	11(19.0%)	7(12.1%)	5(8.6%)	2(3.4%)	-	1(1.7%)	-	-	-
10回以上	8(38.1%)	5(23.8%)	5(23.8%)	-	-	1(4.8%)	-	-	-	-
合計	28(21.2%)	21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	2(1.5%)	1(0.8%)	1(0.8%)	-	-	-
	その他の相談									
	対人関係	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	15(28.3%)	6(11.3%)	4(7.5%)	1(1.9%)	2(3.8%)	3(5.7%)	2(3.8%)	-	3(3.8%)	53(100.0%)
2～9回	6(10.3%)	6(10.3%)	3(5.2%)	3(5.2%)	-	-	1(1.7%)	-	2(3.4%)	58(100.0%)
10回以上	-	1(4.8%)	-	-	1(4.8%)	-	-	-	-	21(100.0%)
合計	21(15.9%)	13(9.8%)	7(5.3%)	4(3.0%)	3(2.3%)	3(2.3%)	3(2.3%)	-	5(3.7%)	132(100.0%)

19. 初回の相談受付の曜日別 (実件数)

	件数
月曜日	19(14.4%)
火曜日	24(18.2%)
水曜日	14(10.6%)
木曜日	24(18.2%)
金曜日	23(17.4%)
土曜日	11(8.3%)
時間外受付 (メール・手紙)	17(12.9%)
合計	132(100.0%)

20. 初回の相談受付の時間帯別 (実件数)

	件数
10時台	3(2.3%)
11時台	3(2.3%)
12時台	-
13時台	21(15.9%)
14時台	18(13.6%)
15時台	14(10.6%)
16時台	17(12.9%)
17時台	13(9.8%)
18時台	12(9.1%)
19時台	14(10.6%)
時間外受付 (メール・手紙)	17(12.9%)
合計	132(100.0%)

21. 総活動回数 (男女別)

本人の性別	総活動回数
男	710(53.9%)
女	594(45.1%)
不明	13(1.0%)
合計	1,317(100.0%)

2.2. 初回相談件数（実件数）における相談の内容と相談内容の発生場所のクロス表

	学校	家庭	近所	塾・習い事	幼稚園・保育園	勤務先	施設 (入所・通所)	その他	合計
いじめ	26(92.9%)	-	-	1(3.6%)	1(3.6%)	-	-	-	28(100.0%)
対人関係(友人・先輩・後輩など)の悩み	14(66.7%)	-	5(23.8%)	-	-	-	-	2(9.5%)	21(100.0%)
学校・教職員等の対応	20(95.2%)	-	-	-	1(4.8%)	-	-	-	21(100.0%)
虐待	-	11(84.6%)	2(15.4%)	-	-	-	-	-	13(100.0%)
家庭・家族の悩み	-	13(100.0%)	-	-	-	-	-	-	13(100.0%)
子育ての悩み	-	3(42.8%)	2(28.6%)	-	-	-	-	2(28.6%)	7(100.0%)
不登校	7(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	7(100.0%)
学校の悩み	4(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	4(100.0%)
話し相手	1(33.3%)	1(33.3%)	-	-	-	-	-	1(33.3%)	3(100.0%)
心身の悩み	1(33.3%)	2(66.7%)	-	-	-	-	-	-	3(100.0%)
学習・進学・進路の悩み	-	-	-	3(100.0%)	-	-	-	-	3(100.0%)
行政の対応	-	1(50.0%)	-	-	-	-	1(50.0%)	-	2(100.0%)
体罰	-	-	-	-	1(100.0%)	-	-	-	1(100.0%)
非行・問題行動	1(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	1(100.0%)
その他	2(40.0%)	-	-	-	-	1(20.0%)	-	2(40.0%)	5(100.0%)
合計	76(57.6%)	31(23.5%)	9(6.8%)	4(3.0%)	3(2.3%)	1(0.8%)	1(0.8%)	7(5.3%)	132(100.0%)

2.3. 初回相談件数（実件数）における相談の内容と権利の侵害者のクロス表

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	行政職員	施設関係者	勤務先の人	その他	不明	合計
いじめ	1(3.6%)	25(89.3%)	-	-	-	-	-	-	-	2(7.1%)	28(100.0%)
対人関係(友人・先輩・後輩など)の悩み	19(90.5%)	2(9.5%)	-	-	-	-	-	-	-	-	21(100.0%)
学校・教職員等の対応	-	-	19(90.5%)	-	-	-	-	-	1(4.8%)	1(4.8%)	21(100.0%)
虐待	11(84.6%)	-	-	-	-	-	-	-	-	2(15.4%)	13(100.0%)
家庭・家族の悩み	-	-	-	6(46.2%)	5(38.5%)	-	1(7.7%)	-	-	1(7.7%)	13(100.0%)
子育ての悩み	6(85.7%)	-	-	-	-	-	-	-	-	1(14.3%)	7(100.0%)
不登校	4(57.1%)	1(14.3%)	1(14.3%)	-	-	-	-	-	-	1(14.3%)	7(100.0%)
学校の悩み	1(25.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	3(75.0%)	4(100.0%)
話し相手	3(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3(100.0%)
心身の悩み	3(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3(100.0%)
学習・進学・進路の悩み	3(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3(100.0%)
行政の対応	-	-	-	-	-	2(100.0%)	-	-	-	-	2(100.0%)
体罰	-	-	-	-	-	-	1(100.0%)	-	-	-	1(100.0%)
非行・問題行動	1(100.0%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1(100.0%)
その他	3(60.0%)	-	-	-	-	-	-	1(20.0%)	-	1(20.0%)	5(100.0%)
合計	55(41.7%)	28(21.2%)	20(15.2%)	6(4.5%)	5(3.8%)	2(1.5%)	2(1.5%)	1(0.8%)	1(0.8%)	12(9.1%)	132(100.0%)

2.4. 初回相談件数（実件数）における相談の内容（委員対応別）

いじめ	11(34.4%)
学校・教職員等の対応	7(21.9%)
虐待	5(15.6%)
家庭・家族の悩み	2(6.3%)
行政の対応	2(6.3%)
学校の悩み	1(3.1%)
心身の悩み	1(3.1%)
体罰	1(3.1%)
非行・問題行動	1(3.1%)
不登校	1(3.1%)
学習・進学・進路の悩み	-
子育ての悩み	-
対人関係(友人・先輩・後輩など)の悩み	-
話し相手	-
その他	-
合計	32(100.0%)

3 子どもサポート委員等名簿一覧

子どもサポート委員

●子どもの権利を擁護するための委員

氏名	職歴
いちば よりこ 一場 順子	弁護士（東京弁護士会所属） 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する委員会委員 東京家庭裁判所家事調停委員 前東京都子どもの権利擁護専門員 社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事
つきだ みづえ 月田 みづえ	昭和女子大学大学院福祉社会研究専攻教授 （子ども家庭福祉、社会福祉） 社会福祉法人世田谷ボランティア協会理事 世田谷チャイルドライン運営委員 世田谷区子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議委員
ほんだ かつひさ 半田 勝久	日本体育大学体育学部准教授 （教育制度学、教育法学、子ども支援学、情報科学） 八千代市子ども人権ネットワーク学識者 東京都北区子ども・子育て会議委員 世田谷区子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議副座長 大学基準協会大学評価委員会幹事

任期／平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

相談・調査専門員

●相談を受けて、委員とともに対応する専門員

伊藤 明奈、上西 さよ子、小出 真由美、竹内 麻子

（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など）

4 広報・啓発物の一覧

<愛称・マスコット募集チラシ(小学生用)>

世田谷区 子どもの人権を守るための新たな制度が始まります

Q & A コーナー

「世たホッと」とは？

「世たホッと」は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立した専門性の高い第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、調査・調整を行うとともに、甲子で育っている子どもの最善の利益を確保していくことも目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が希望しているやり方を半分に実現できるように、問題解決に向けた支援を行います。「世たホッと」は世田谷区子ども支援センターに位置づけられています。

Q: 相談できるのはどんなこと？

A: 1. 学校生活 2. 家庭生活 3. 交友関係 4. 地域生活 5. その他

Q: 相談できる場所は？

A: 1. 世田谷区子ども支援センター 2. 電話 3. メール

Q: 相談料は？

A: 無料です。

Q: 相談の期間は？

A: 原則として、相談開始から3ヶ月以内です。

Q: 相談の成果は？

A: 子どもの最善の利益を確保し、問題解決を図ります。

Q: 相談のデメリットは？

A: 相談料がかかります。

Q: 相談のメリットは？

A: 子どもの権利を守るための新たな制度が始まります。

Q: 相談のデメリットは？

A: 相談料がかかります。

Q: 相談のメリットは？

A: 子どもの権利を守るための新たな制度が始まります。

<相談開始告知ポスター>

平成25年7月1日から相談等を開始します！

子どもの権利を守る

せたホッと

せたがやホッと 子どもサポート

ひとりがんばらなくていいんだよ。おはなしかせてね。

つらい、イヤだ。

もう大丈夫、安心できたよ。

どうしよう。

ひみつは必ず守ります。

相談開始告知ポスター

相談電話 0120-810-293

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
FAX 03-3439-6777

※相談料と費用、子どもの権利侵害から守ります。
※相談料の半額、おはなしかせてね。

<小学生用リーフレット>

相談するにはどうしたらいいの？

★相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

〒159-0061 世田谷区世田谷1-15-15
世田谷区子ども支援センター

0120-810-293

03-3439-6777

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/400126031.html

QRコードからアクセスできます。

「世たホッと」とは？

「世たホッと」は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立した専門性の高い第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、調査・調整を行うとともに、甲子で育っている子どもの最善の利益を確保していくことも目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が希望しているやり方を半分に実現できるように、問題解決に向けた支援を行います。「世たホッと」は世田谷区子ども支援センターに位置づけられています。

子どもの権利をまもる

せたがやホッと 子どもサポート

小学生用

ひとりがんばらなくていいんだよ。おはなしかせてね。

つらい、イヤだ。

もう大丈夫、安心できたよ。

どうしよう。

ひみつは必ず守ります。

世田谷区

「世たホッと」は世田谷区内に住んでいる子どもや、学校や施設などに通っている子どもの権利をまもるところです。子どもは一人ひとりがまもられて大切にされる存在です。困ったとき、つらい、イヤだと感じたときは、「せたホッと」に話してみませんか？

こんなときはおはなしかせて

相談する

子どもの権利をまもるために、おはなしかせてね。

せたホッとにできること

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一緒に考えよう。

調べる協力依頼

まわりのみんなや友達から話をきいたり、協力を依頼することがあります。あなたの偉大な力も、かわりに伝えることもできます。

説明・意見表明

もっとよくしていくために、調停する機会などに説明や意見表明することもできます。

ひみつは必ず守ります。

<中学生用以上用リーフレット>

相談するにはどうしたらいいの？

★相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

〒159-0061 世田谷区世田谷1-15-15
世田谷区子ども支援センター

0120-810-293

03-3439-6777

http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/400126031.html

QRコードからアクセスできます。

「世たホッと」とは？

「世たホッと」は、子どもの人権を擁護し、救済を図るために設置された、公正・中立で独立した専門性の高い第三者機関です。子どもの権利侵害に関する相談を受け、調査・調整を行うとともに、甲子で育っている子どもの最善の利益を確保していくことも目指し、子どもに寄り添いながら、子ども自身が希望しているやり方を半分に実現できるように、問題解決に向けた支援を行います。「世たホッと」は世田谷区子ども支援センターに位置づけられています。

子どもの権利をまもる

せたがやホッと 子どもサポート

中学生用

ひとりがんばらなくていいんだよ。おはなしかせてね。

つらい、イヤだ。

もう大丈夫、安心できたよ。

どうしよう。

ひみつは必ず守ります。

世田谷区

「世たホッと」は世田谷区内に住んでいる18歳未満の子どもを権利をまもり、救済する機関です。世田谷の子どもに関わる悩みや心配ごとなどをサポートします。18・19歳未満で、高校や施設に在籍している未成年も受け付けます。

こんなときには相談してね

相談する

子どもの権利侵害についておなま相談できます。

安心する・解決する

調べる協力依頼

まわりのみんなや友達から話をきいたり、協力を依頼することがあります。あなたの偉大な力も、かわりに伝えることもできます。

説明・意見表明

もっとよくしていくために、調停する機会などに説明や意見表明することもできます。

ひみつは必ず守ります。

<相談カード>

★相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)
* FAX：03-3439-6777
* メールでも相談できるよ。
* 直接会ってお話もできるよ。

子どもの権利をまもる
せたホッと
ひとりではがんばらなくていいんだよ。おはなしさせてね。

〒156-0061 世田谷区管理センター3-15-15 子ども子育て総合センター3階
あなたのひみつはまもるよ。

相談電話
フリーダイヤル ネット
0120-810-293
※携帯電話・PHS・公衆電話からも無料で相談できるよ。



<イベント用 Tシャツ>



<イベント用 のぼり>



<イベント用 のれん>



<メモ帳>



世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2014年2月

せたホッととレター

創刊号

子どもたちがホッとできる場所、それが「せたホッと」です。



2013年7月1日からスタートして100人を超える子どもたちに開いての相談が寄せられました。ほとんど毎日電話してくる子どももいれば、いじめに悩んで友だちと一緒に相談してくる子、家族の問題で悩んで話をしてくれる子、クラス運営について相談にのられる母子、先生の指導のことで相談に来る子等々、いろいろな子どもたちの問題に対して専門員がやさしく相談のついでに、必要があれば委員と一緒に話を聞いて関係各機関との連携を図ったり、地区のケース会議に参加したりしています。子どもに関する問題が重大になる前に何でも気軽に相談に来てください。

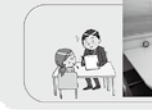


外観
「せたホッと」は世田谷区宮城にある「世田谷区立子ども子育て総合センター」(小田急線経堂駅から徒歩15分)の3階にあります。近くには大きな公園のある落ち着いた住宅地にあります。

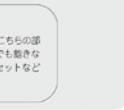
事務局
事務局です。手前は決壊のついでに、事務局です。ついでにの奥が子どもサポート委員と専門員(相談を受ける人)のスペースになります。右奥のパーテーションで囲ってあるところが、電話相談を受け付けるブースです。(水曜日のみ大規模な事務局スタッフです)



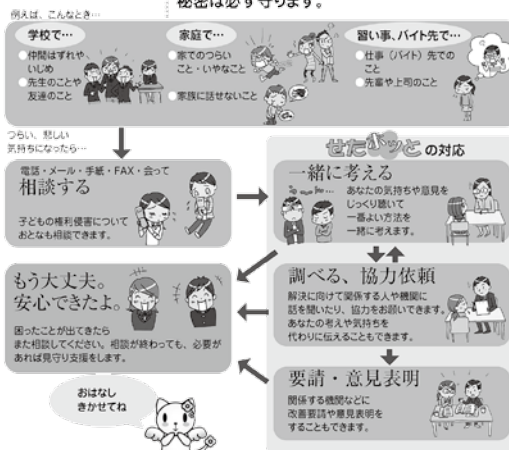
電話相談ブース
ここでつらい、しんどい思いをしている子どもや、関係者からの電話相談を受け付けています。話し声が外にも聞こえないように、しっかりパーテーションで仕切った相談になっています。安心して相談してください。



面談室
電話ではつづきます。こちらの部屋は小さなお子さん連れでも落ち着くように、本やお絵かきセットなどが用意してあります。



相談を受けてからの流れ



せたホッと

相談時間
月～金：午前1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

相談電話
フリーダイヤル 0120-310-293
フリーダイヤル 0120-310-293
FAX 03-3439-6777
FAX 03-3439-6777

せたホッとホームページ
http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/400126031.html

所在地
〒156-0051 世田谷区宮城3-15-15
世田谷区立子ども子育て総合センター3階

■発行先：世田谷区 子ども家庭課 せたがやホッと子どもサポート事務局
tel:3439-8415 fax:3439-6777

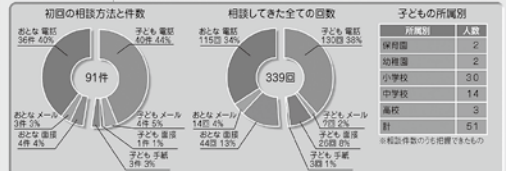
DATA

7月から10月までの相談等対応状況

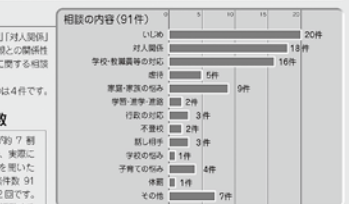
7月の相談開始から10月まで(4ヶ月間)の相談件数は91件、それらに対し「せたホッと」の活動は582回になります。子ども本人からの相談が全体の半数を超えています。(委員 月田 順久)

相談等対応状況

相談の相談は6割以上(相談した全ての相談の約7割)が電話です。その中でつらい気持ちや悩みに思えない思いをしている子ども本人からの相談が全体の半数を超えています。また、ホームページを見てメールで相談をくれたり、手紙を届けてくれたり、直接「せたホッと」に来てくれることもあります。記録できなかったものの学生に届く相談も多いのも特徴として挙げられます。



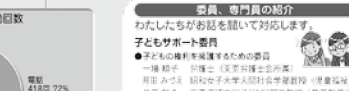
相談の内容・申立て



委員、専門員の活動回数

「せたホッと」の活動は、電話対応約7割です。現場の内訳は、来所相談の他、実際に学校や関係機関に出かけて行って話を聞いたり、調定することもあります。相談件数91件に対して、「せたホッと」の活動は582回です。1回で終了するものもあれば、複数回にわたるものもあります。

委員、専門員の活動回数



委員、専門員の紹介

わたしたちがお話を聞いて対応します。

子どもサポート委員

- 子どもの権利を保護するための委員
- 一橋 裕子 (東京福祉大学准教授)
- 原田 久美 (国公立女子大学准教授)
- 野田 勉 (東京福祉大学准教授)
- 教育法学者、情報科学、子ども支援

相談・調査専門員

- 相談を受けて、委員とともに対応する専門員
- (社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士など)
- 伊藤 明彦、上田 直子、小田 真由美、竹内 麻子

活動報告

相談等対応を適切にするため関係各機関や関係機関との連携調整を積極的に行っています。他にも、専門家の研修、児童虐待事業への参加、いじめを未然に防ぐためのいじめ予防講座、児童まつり等の広報、情報対応など多岐です。イベント会場での広報、学校で配られた相談カードで、「ななや」を知りたいという子どもたちの反応に嬉しく思い、今後も子どもの権利保護に役立ちたいと考えています。(委員 月田 順久)

2013年 4月

- 協議委員会(2回)
- 区民、教育界との意見交換

5月

- 協議委員会(2回)
- 教育相談、スクールカウンセラーとの意見交換(3回)
- 目黒区、川崎市、東京都警察-意見交換

6月

- 協議委員会(2回)
- 広報・啓発物の配布
- ホームページ更新
- 認知女子大子育てフェスタ参加
- 児童虐待防止ネットワーク協議会参加
- 児童虐待相談-意見交換

7月

- 協議委員会(2回)
- 開所式(オープニングセレモニー)
- 青少年地区委員研修会講師

8月

- 協議委員会(2回)
- 「せたがやふるさと区民まつり」参加
- 教育スクールカウンセラー研修会講師

9月

- 協議委員会(1回)
- NHKテレビ取材
- 宝塚市の視察受け入れ
- 小学校でのいじめ予防授業の共催
- 区議会議員との意見交換

10月

- 協議委員会(2回)
- MXTV取材
- 「地方自治と子ども福祉」全国自治体シンポジウム報告(松本市)
- 教育相談研修会講師
- 区議会議員との意見交換

11月

- 協議委員会(1回)
- 「世田谷248ハーフマソン」参加
- 青少年、自治体の視察受け入れ
- 青少年委員研修会講師

12月

- 協議委員会(1回)
- 児童虐待防止ネットワーク協議会参加
- 青少年委員研修会3泊3日研修会講師
- 松沢児童館年末お楽しみ事業参加

「せたホッと」の広報・啓発物はこちら!

25年間に制作、配布した広報・啓発物です。全部の啓発物に「せたホッと」のロゴマークが印刷されています。25年間に制作、配布した広報・啓発物です。全部の啓発物に「せたホッと」のロゴマークが印刷されています。

メーキングには、マスコットキャラクター「ななや」のイラストが採用されています。

「せたホッと」のロゴマークが印刷されています。

5 アンケート結果

せたがやふるさと区民まつり

- 日時／平成 25 年 8 月 3 日(土)、4 日(日)
- 場所／馬事公苑
- 内容／クイズ・アンケート回答～ゲーム「コイン落とし」

「せたホッと」クイズ参加者		
8月3日		323
8月4日		399
2日間合計		722
(幼児:222、小学生:393、中学生:32、高校生:19、不明等:56)		
マスコットキャラクターの名前はなんでしょう？		
①せたホッチゅ	104	14%
②なちゅ	603	83%
③なちゅっと	11	2%
不明	4	1%
「せたホッと」は何するところ？		
①相談できるところ	671	93%
②勉強を教えてくれるところ	17	2%
③遊べる場所	27	4%
不明	7	1%
「せたホッと」のカードを見たことがある？(全体)		
①ある	331	46%
②ない	326	45%
③わからない	57	8%
不明	8	1%
困ったことがあったら、おとなに話を聞いてもらいたいと思う？		
①思う	546	76%
②思わない	53	7%
③わからない	117	16%
不明	6	1%
世田谷区子ども条例を知っている？		
①知っている	90	12%
②知らない	384	53%
③わからない	235	33%
不明	13	2%

せたホッとカードを見たことがある？(カード配布群)		
①ある	268	60%
②ない	136	31%
③わからない	37	8%
不明	3	1%
困ったことがあったら、おとなに話を聞いてもらいたいと思う？		
①思う	355	80%
②思わない	19	4%
③わからない	67	15%
不明	3	1%
世田谷区子ども条例を知っている？		
①知っている	69	16%
②知らない	264	59%
③わからない	103	23%
不明	8	2%

※平成 25 年 7 月 1 日の「せたホッと」開設から約 1 ヶ月後の広報活動でクイズ等を実施しました。

そのため、まだ「せたホッと」やマスコットキャラクターの名前の認知度は低く、専門員や手伝ってくれたユースミーティングせたがやの子どもたちが回答者と一緒にポスターを見ながら回答することが多かったです。

このアンケートに答えた後に、コイン落としを行い、参加景品として「せたホッと」のカードとメモ帳を配布しました。

その後の相談者の中には、「お祭りでメモ帳などをもらったため、連絡した」という方もいたため、広報啓発活動として充実したものとなったと感じています。

新年子どもまつり

■日時／平成 26 年 1 月 12 日(日)

■場所／世田谷区役所中庭

■内容／クイズ・アンケート回答～おみくじで引いた数のどんぐりを”おたま”や”バケツ”ですくう

新年子ども祭りクイズ参加者(人)				
クイズ・アンケート回答者	266	幼児	88	33%
		小学生	160	60%
		中学生	4	2%
		高校生	2	1%
		不明等	12	5%

なちゅのクイズ		
①「夏」だったから	80	30%
②「ナチュラル」から	143	54%
③「ナッツ」だから	29	11%
無回答	14	5%

誰かに相談したことがあるか		
はい	226	85%
いいえ	35	13%
無回答	5	2%

いじめがあったら相談できるか		
はい	249	94%
いいえ	14	5%
無回答	3	1%

「せたホッと」にどうやって相談するか		
電話で話す	145	55%
会って話す	84	32%
メールで送る	29	11%
無回答	8	3%

メモ帳配布数・・・351冊

※「せたホッと」の相談事業が開始して、約半年が経過しましたが、相談機関であることを周知するために、相談するかどうかの項目を増やしました。またクイズでは、「せたホッと」が 7 月から相談を開始したというポスターの文言から「夏」だったからという回答が意外と多くなりました。「なちゅのクイズ」については、その場で答えを伝えず、ホームページにて答えを公表しました。(正解は「ナチュラル」から)

アンケートに答えた後、どんぐりを拾うゲームをして、参加景品としてメモ帳を配布しました。



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書<平成25年度>
平成26年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>

ほっと にきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293 (フリーダイヤル)

★相談時間 月～金:午後1時～午後8時 土:午前10時～午後6時

(日曜・祝日・年末年始をのぞく)